

# 第2期 巨理町 子ども・子育て支援事業計画

すべての子どもの幸せの実現に向けて、  
地域のあらゆる人たちが、  
子どもと子育て家庭を支え合うまちづくり



令和2年3月



巨理町



# 目次

<b>第1章 計画策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画の背景と趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	3
3. 計画の期間 .....	4
4. 策定体制 .....	4
<b>第2章 巨理町の子ども・子育てを取り巻く状況</b> .....	<b>5</b>
1. 巨理町の子ども・子育てに関わる概況 .....	5
2. 教育・保育施設等の状況 .....	13
3. 子育て支援に関する調査のポイント .....	20
4. 子ども・子育て環境の課題 .....	35
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>39</b>
1. 基本理念 .....	39
2. 基本目標 .....	39
3. 施策体系 .....	40
<b>第4章 子ども・子育て支援施策の展開</b> .....	<b>43</b>
基本目標1：子育てのサポート体制を整える.....	43
1. 新制度の全体像 .....	44
2. 教育・保育施設の充実 .....	48
3. 地域子ども・子育て支援事業 .....	54
4. 仕事と家庭生活の両立のための環境整備 .....	59
基本目標2：子どもと母親の健康の確保及び増進.....	61
1. 妊娠から出生まで .....	61
2. 出生から乳幼児期、学童期 .....	63
3. 子どもの感染症予防及び医療の充実 .....	65
基本目標3：子どもの心身の健やかな成長を支える.....	66
1. 地域における子育て支援サービス（未就学児童） .....	66
2. 児童の健全育成（小学校～18歳未満の児童） .....	68
3. 次代の親の育成と参画 .....	71
4. 家庭や地域の教育力の向上 .....	72
5. 子育て支援のネットワークづくり .....	74
基本目標4：子どもの人権の尊重と安全・安心を守る .....	75
1. 子どもの人権の確保 .....	75
2. 子ども安全の確保と犯罪等の被害から守るための活動の推進 .....	76

基本目標5：特に支援を必要とする子どもや家庭への支援.....	79
1. 障がい児支援の充実.....	80
2. 子ども虐待防止の推進.....	81
3. 心の問題を抱える子どもへの支援.....	83
4. ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	84
<b>第5章 計画の推進体制.....</b>	<b>85</b>
1. 計画の周知.....	85
2. 関係機関等との連携・協働.....	85
3. 計画の実施状況の点検・評価.....	86
<b>資料編.....</b>	<b>87</b>
1. 計画の策定経過.....	87
2. 巨理町子ども・子育て支援審議会.....	88

※本計画書に記載している各課名は令和2年3月現在のものであり、巨理町役場の機構改革に伴い、令和2年4月1日より一部課名が変更になります。

#### 用語の定義

児童福祉法、学校教育法等において、子どもに関する用語の定義がそれぞれ法律によって異なることから、本計画において、本町独自で用語を定義しています。

子どもについて

- ・「子ども」：0歳から18歳までの子ども全般をいう。
- ・「乳幼児」：0歳から6歳までの未就学の子どもをいう。
- ・「児童」：小学生から高校生までの子どもをいう。
- ・「幼児期の学校教育」：幼稚園や認定こども園の教育利用をいう。

但し、公表している事業名や条文等に記載されている用語については、そのまま使用しています。

---

# 第1章

## 計画策定に当たって

---



# 第1章 計画策定に当たって

## 1. 計画の背景と趣旨

近年、急速な少子化の進行や核家族化の進行のほか、保護者の就労環境の変化、地域コミュニティの希薄化、保育所等での待機児童の増加、貧困と格差の増加等、子育て家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、子どもと子育て家庭を社会全体で支援していくことが必要となっています。

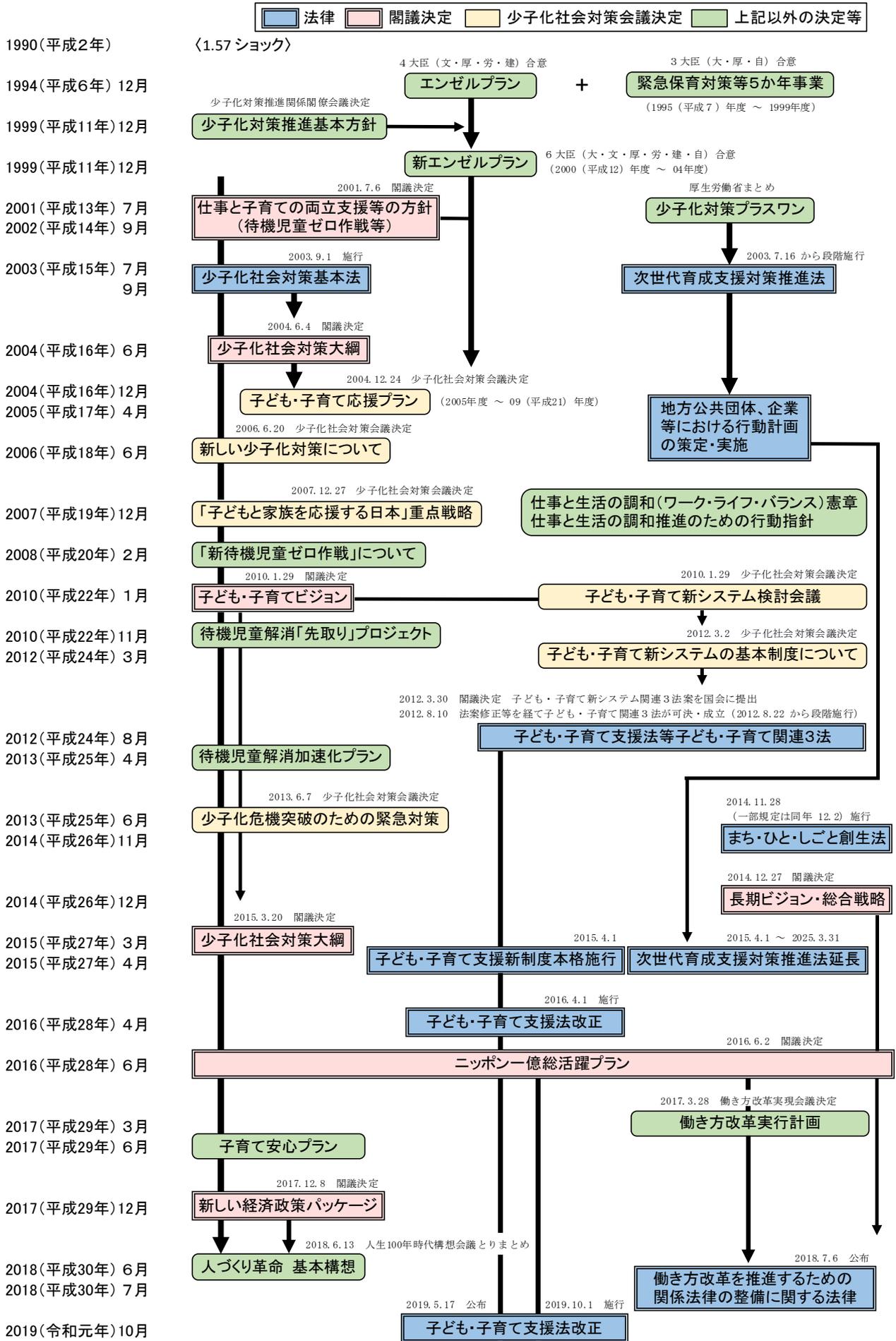
このような状況の中、国においては、次世代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境を整備するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月より、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

その後も、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取り組みの支援等を追加した子ども・子育て支援法の改正のほか、様々な子ども・子育て施策に関する法律等が施行・改正されてきましたが、少子化の進行は止まらず、平成29年6月には待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の公表や、令和元年10月からは、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育てにかかる経済的な負担軽減の観点から「幼児教育・保育の無償化」を実施する等、さらなる総合的な少子化対策を推進しています。

本町では、「子ども・子育て支援新制度」への対応を主としつつ、町民ニーズへのさらなる対応や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた地域や社会全体での取り組みの推進を目指し、平成27年3月に「巨理町子ども・子育て支援事業計画」（第1期）を策定し、子育て支援施策に計画的に取り組んできましたが、令和元年度末をもって終了することから、令和2年度からの5か年の計画期間とする「第2期巨理町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「第2期巨理町子ども・子育て支援事業計画」策定に当たっては、本町における子育て支援に関する課題・ニーズの整理や基本指針の改定等の国や県の動向を踏まえ、すべての子どもが安定して教育・保育を受けられるような環境づくりに努め、待機児童の解消をしていきます。また、子どもたち誰もが健やかに成長できるよう、地域の子育て環境づくりを推進していきます。

## 【国の動向】



## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、今後進める子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すものです。

また、次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長（令和7年3月31日まで）されたことで、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置づけるとともに、児童福祉法第56条の4の2に基づく「市町村整備計画」及び国の「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」の内容（第4章 基本目標3）を含む計画としています。

さらに、亘理町総合発展計画を上位計画とし、子どもの福祉や教育に関する他の計画や県の計画等とも整合を図り、調和を保った計画としています。

### 【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

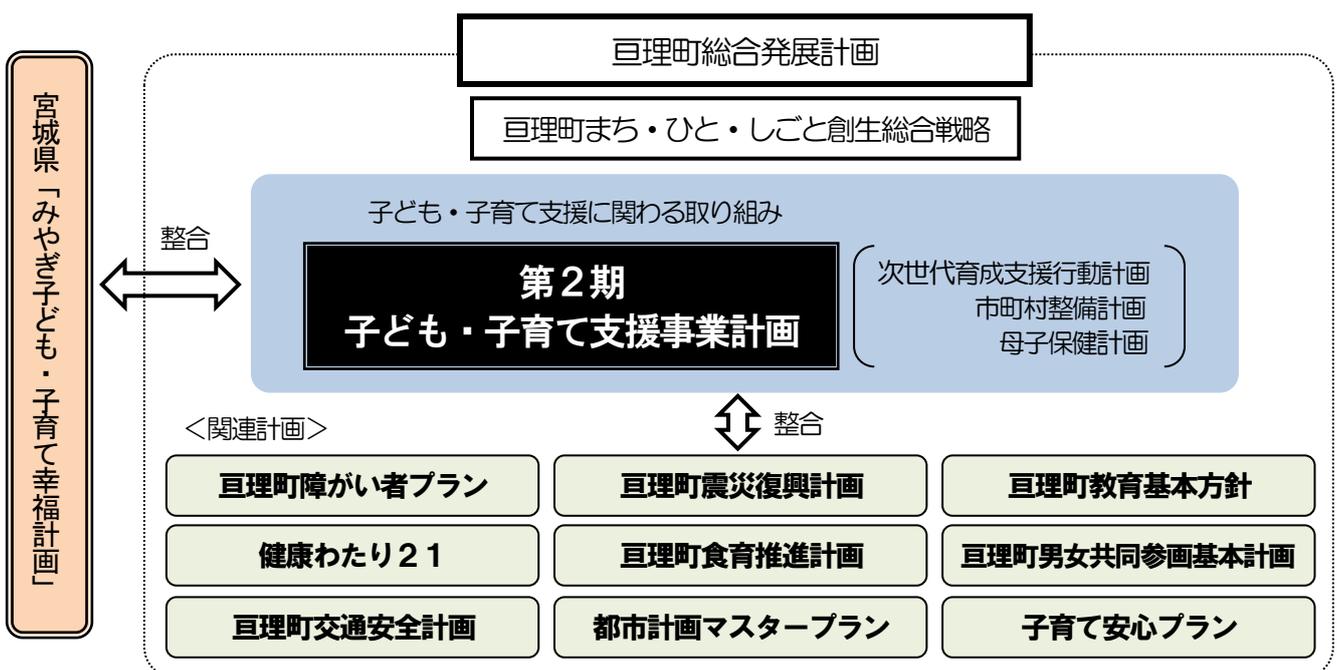
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

### 【他計画との関係】



### 3. 計画の期間

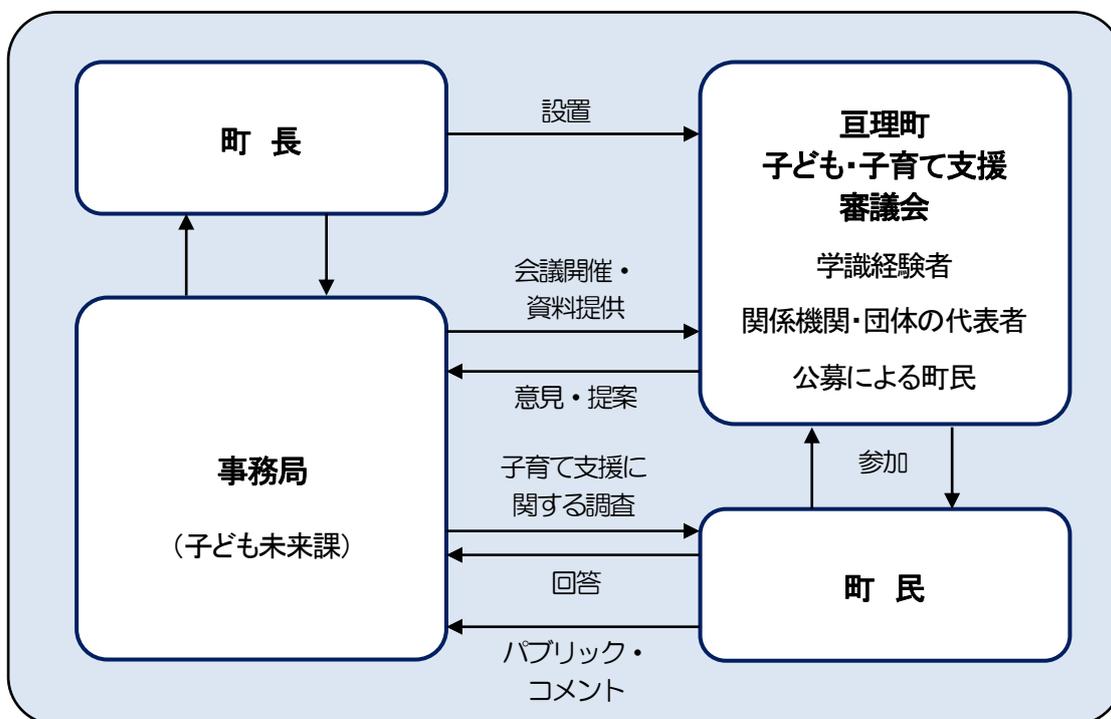
本計画は5年を1期とするものとされています。また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとしします。

2019年度 令和元年度 (平成31年度)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度
第1期	第2期子ども・子育て支援事業計画					第3期
点検・評価 計画改訂	点検・評価	点検・評価	点検・評価 中間評価	点検・評価	点検・評価 計画改訂	点検・評価

### 4. 策定体制

本計画の策定に当たっては、「巨理町子ども・子育て支援審議会」を設置し、審議を行ったほか、巨理町子育て支援に関する調査により、子育て家庭の意見収集を実施し、計画策定のための参考としました。

【計画の策定体制】



---

## 第2章

### 巨理町の子ども・子育てを取り巻く状況

---



## 第2章 巨理町の子ども・子育てを取り巻く状況

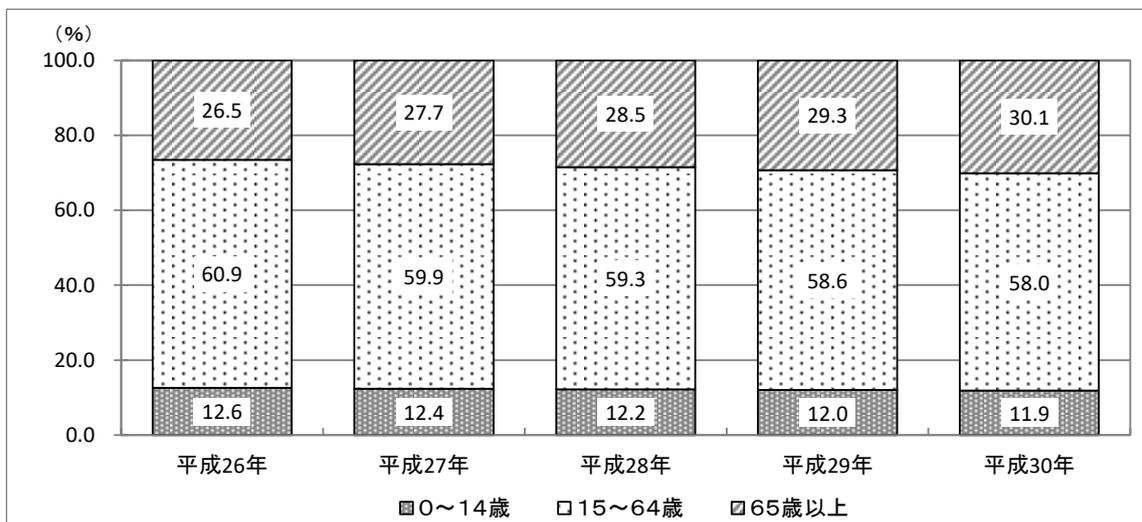
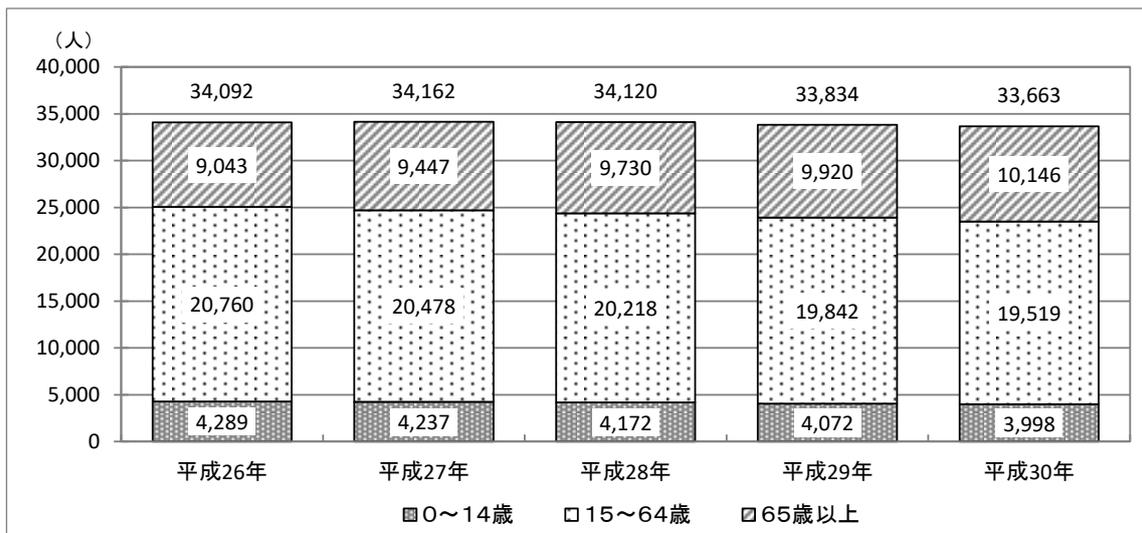
### 1. 巨理町の子ども・子育てに関わる概況

#### (1) 人口の推移

本町の総人口は平成27年に増加がみられましたが、その後はゆるやかな減少傾向となっており、平成30年には33,663人となっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）は減少傾向で、平成30年には年少人口は3,998人と4,000人を下回りました。65歳以上（老年人口）は増加傾向にあり、平成30年には10,146人と少子高齢化の進行がうかがえます。

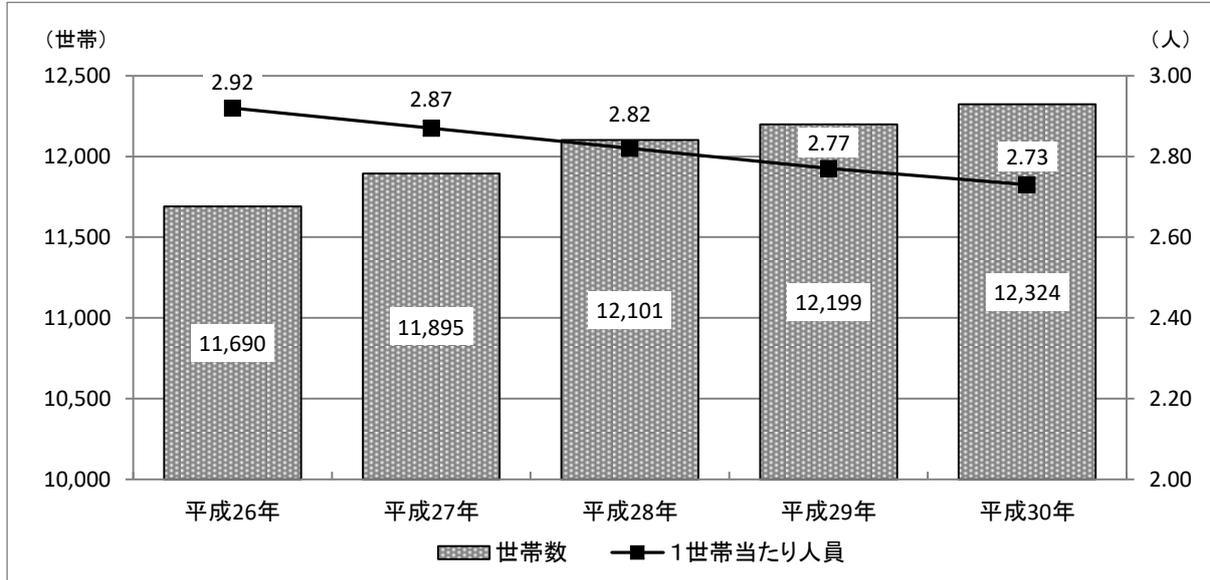
年齢3区分別人口の割合をみると、平成30年には年少人口は11.9%（平成26年より0.7ポイント減）、生産年齢人口は58.0%（平成26年より2.9ポイント減）とゆるやかに減少していますが、老年人口は平成30年には30.1%と、平成26年より3.6ポイントの増加となっています。



資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年9月30日）

## (2) 世帯数の推移

ここ5年間で世帯数は増加し、平成30年には12,324世帯と平成26年より634世帯増となっています。1世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成30年では2.73人と、核家族化の進行がうかがえます。

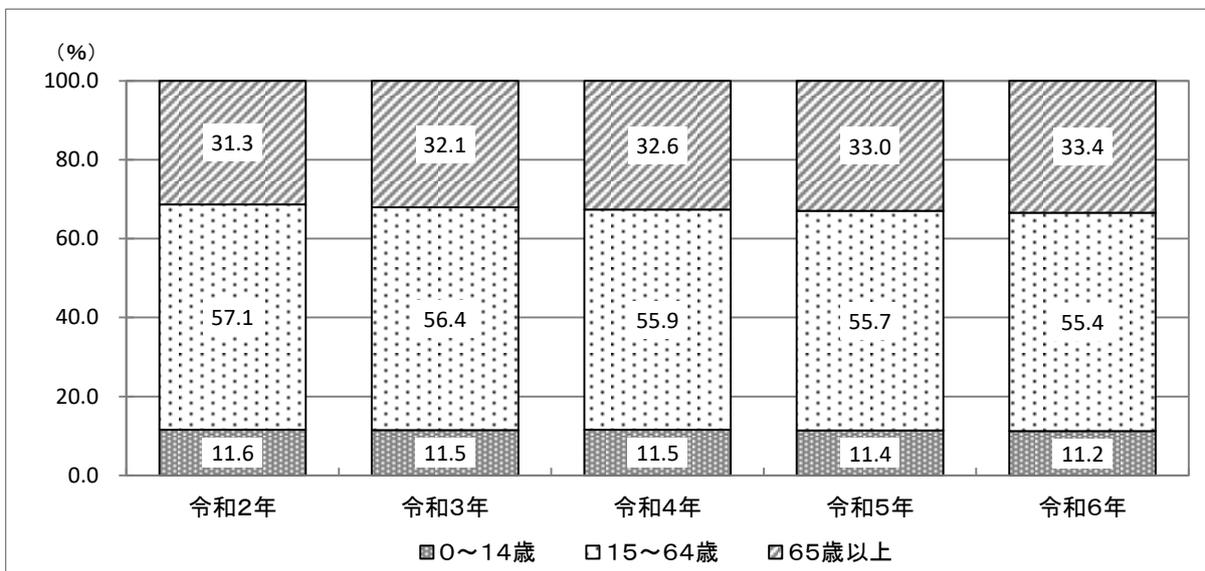
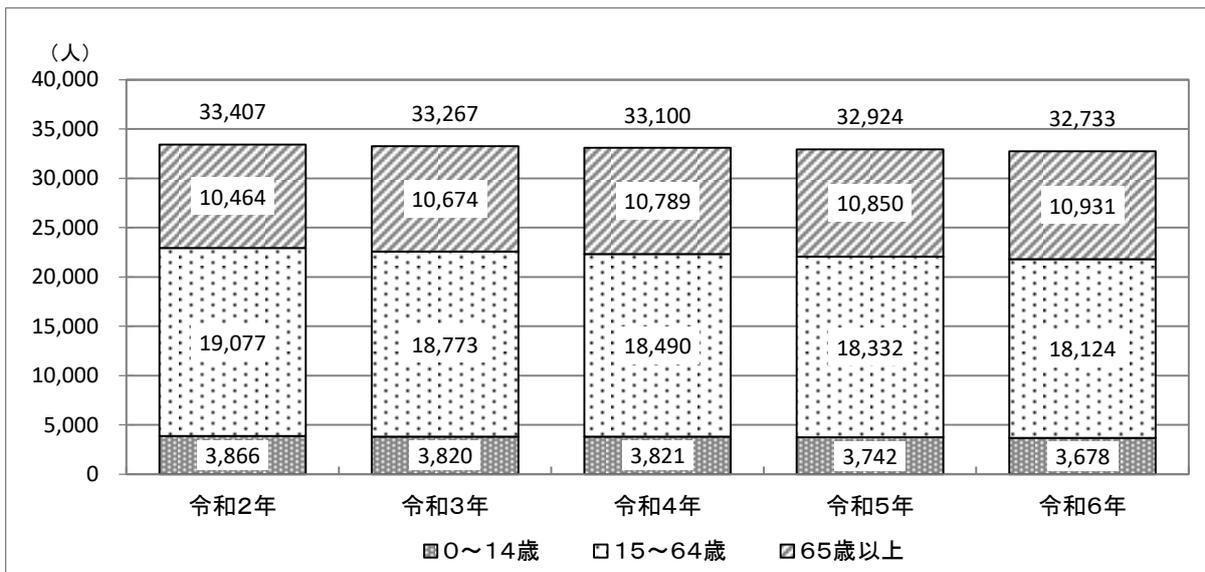


資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年9月30日）

(3) 将来人口推計

将来人口推計をみると、総人口はゆるやかに減少し、令和6年には32,733人となる見込みとなっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少傾向で推移する見込みで、年少人口は令和6年には3,678人の11.2%に、生産年齢人口は18,124人の55.4%になると推測されます。老年人口はさらに増加し、令和6年には10,931人で、本町の高齢化率は33.4%となる見込みとなっています。

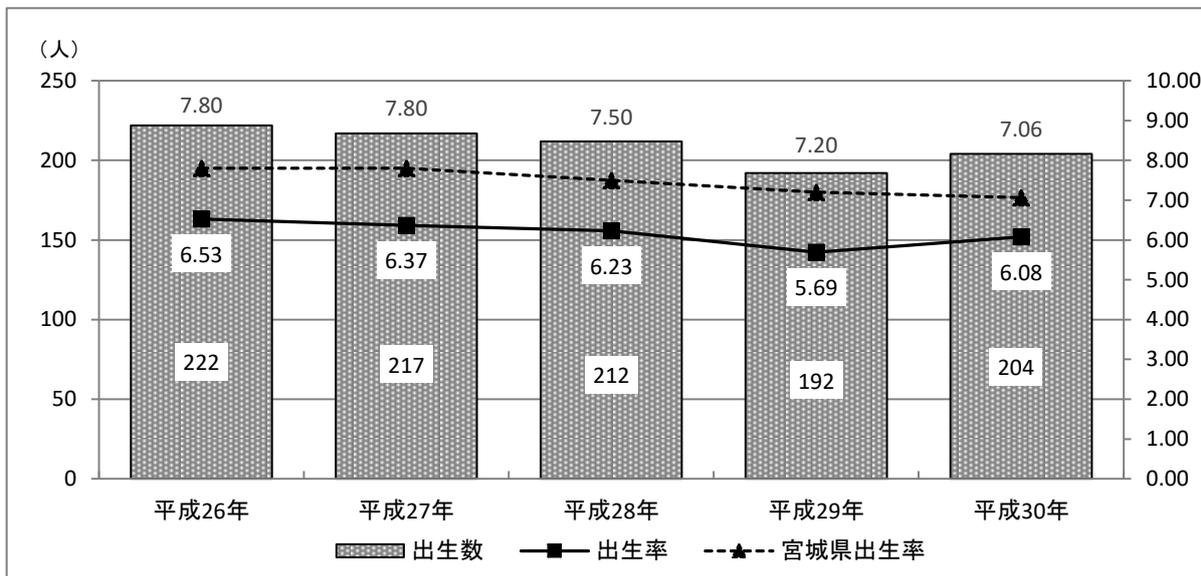


資料：住民基本台帳を基に、コーホート変化率法にて算出

コーホート変化率法とは：あるコーホート（同じ期間中に出生した集団）の一定期間における人口の増減「変化率」に着目し、その変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を推計する方法。

#### (4) 出生数・出生率の推移

出生数は、平成 26 年では 222 人となっていました。平成 29 年には 192 人に減少、平成 30 年は若干回復し 204 人となっています。出生率も減少傾向にありましたが、平成 30 年は 6.08 と若干回復しました。それでも宮城県の 7.06 を下回っています。

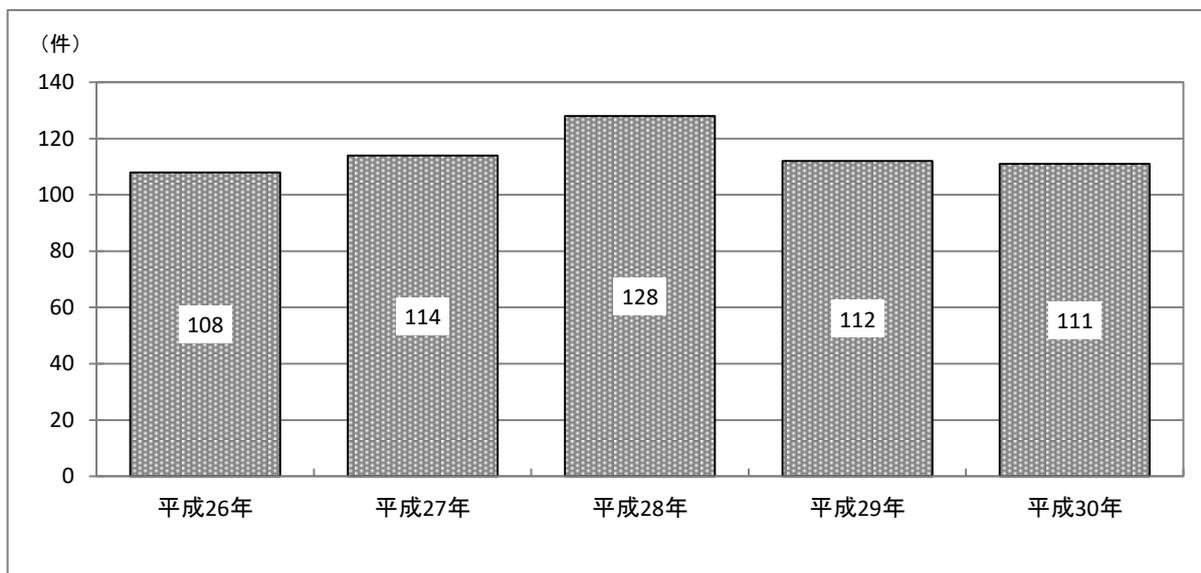


資料：宮城県「人口動態統計」(各年 12 月末現在)

出生率とは：一定期間の出生数の、人口に対する割合。人口 1,000 人当たりの 1 年間の出生児数。

#### (5) 婚姻件数の推移

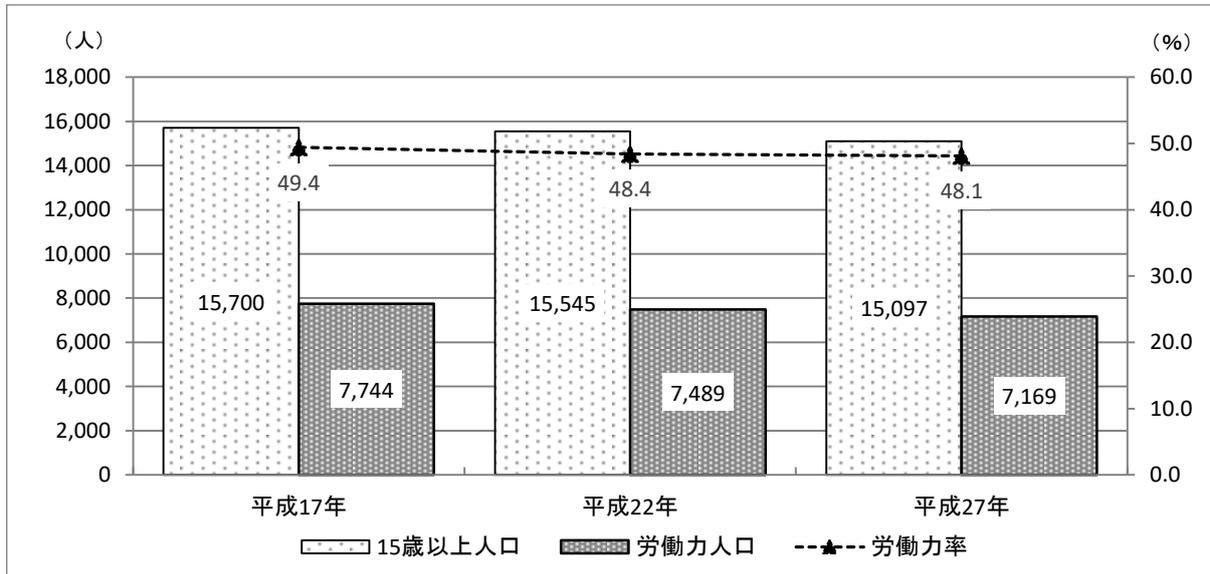
婚姻件数は、平成 26 年から平成 28 年にかけて増加傾向にありましたが、平成 29 年以降は減少に転じ、平成 30 年は 111 件となっています。



資料：宮城県「人口動態統計」(各年 12 月末現在)

## (6) 女性の労働力人口の推移

女性の労働力人口の推移をみると、平成12年から平成27年にかけて減少しています。労働力率もこれにあわせて減少しており、平成27年は48.1%となっています。



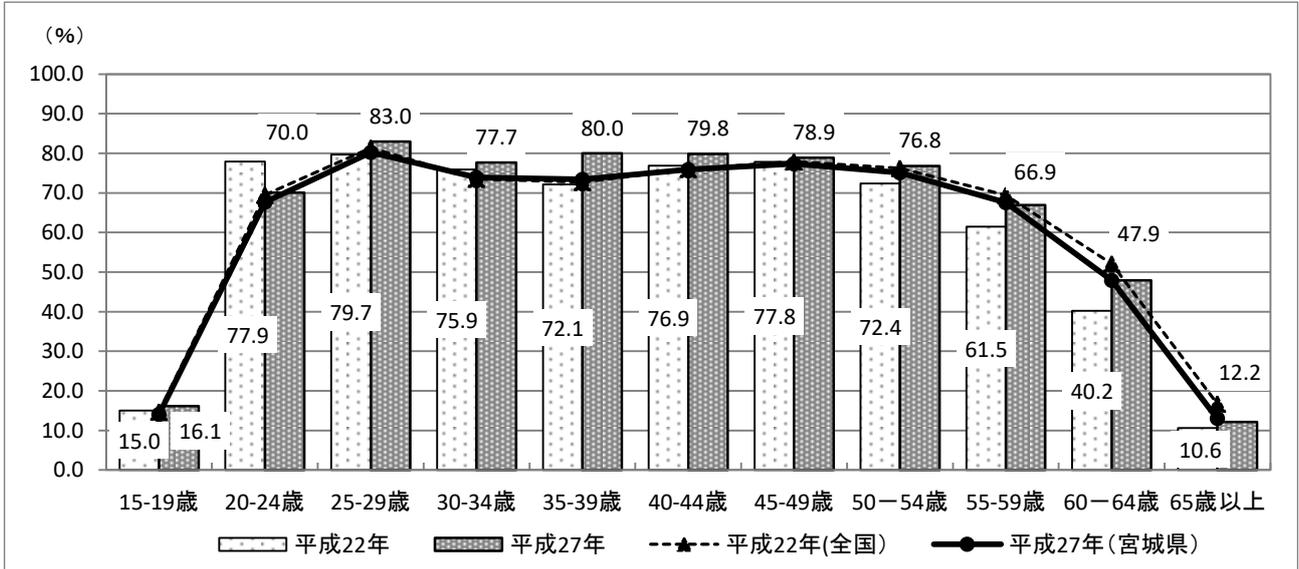
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

労働力人口とは：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」をあわせたもの。15歳以上で働く意思がない者、学生や専業主婦らは非労働人口。

労働力率とは：15歳以上人口（労働力状態不詳を除く）に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

## (7) 女性の労働力率

女性の労働力率を年代別にみると、平成27年は、平成22年と比較して20歳代前半を除く、すべての年代で上昇しています。特に20歳代後半、30歳代後半では8割を超えています。



	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
平成22年(巨理町)	15.0	77.9	79.7	75.9	72.1	76.9	77.8	72.4	61.5	40.2	10.6
平成27年(巨理町)	16.1	70.0	83.0	77.7	80.0	79.8	78.9	76.8	66.9	47.9	12.2
平成27年(全国)	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7
平成27年(宮城県)	14.1	67.6	80.2	73.9	73.5	75.9	77.4	75.1	67.6	47.9	13.0

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (8) 妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査は、前期（1～2回目）では9割以上の高い受診率となっていますが、妊婦一般健康診査の受診票発行後に転出する方や、14回まで使用する前に正期産（妊娠37週～41週）で出産する方もいるため、後期（7～14回目）で受診率は低くなり、平成30年度では67.2%となっています。また、平成30年度の受診率は、前期～後期いずれも平成26年度～平成29年度に比べ低くなっています。

年度	前期（1～2回目）		中期（3～6回目）		後期（7～14回目）	
	受診数 （延べ）	受診率 （2回平均）	受診数 （延べ）	受診率 （4回平均）	受診数 （延べ）	受診率 （8回平均）
平成26年度	411	92.6%	851	91.9%	1,481	76.2%
平成27年度	366	92.7%	791	96.1%	1,274	72.7%
平成28年度	375	94.2%	754	90.4%	1,370	77.1%
平成29年度	379	97.4%	743	91.1%	1,335	77.7%
平成30年度	358	90.9%	704	86.0%	1,179	67.2%

資料：巨理町健康推進課（各年3月31日現在）

## (9) 要保護児童等

要保護児童数は70～90人の幅で推移しています。要支援児童数は平成27年度までは30人程度でしたが、平成28年度以降は90～100人程度に増加となっています。特定妊婦は平成29年度まで3～7人でしたが、平成30年度には16人となっています。

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要保護児童実人数	80	91	71	92	81
要支援児童実人数 （養育支援対象家庭も含む）	32	30	92	89	103
特定妊婦実人数	3	4	6	7	16

資料：巨理町子ども未来課（各年3月31日現在）

要保護児童とは：保護者のない児童や保護者に監護させることが不相当と認められる児童及び非行児童等  
 要支援児童とは：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童  
 特定妊婦とは：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(10) 乳幼児健康診査・相談

乳幼児健康診査・相談は、平成 26 年度以降は各年齢とも 9 割以上の受診率（参加率）となっており、平成 30 年度は 2 歳 6 か月児歯科健康診査以外で 97% 以上となっています。

事業名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	受診者 (参加者) 数	受診者 (参加者) 率 (%)								
3・4か月児健康診査	220	99.1	218	100	208	97.7	199	100	201	98.0
6・7か月児相談	229	95.0	219	98.2	201	94.8	193	94.8	206	97.6
12か月児相談	213	96.8	234	98.3	213	94.7	222	96.9	204	98.6
1歳8か月児健康診査	231	96.3	228	96.6	243	100	208	91.6	212	100
2歳6か月児歯科健康診査	248	97.6	217	93.9	234	95.9	239	98.0	218	94.8
3歳6か月児健康診査	243	99.6	256	96.2	226	97.0	240	94.5	251	99.2

資料：巨理町健康推進課（各年 3 月 31 日現在）

## 2. 教育・保育施設等の状況

### (1) 保育所（園）

平成28年度にクロワール保育園わたりが開園したことで、町内保育所（園）の定員は590人まで拡大し、平成30年度は入所人数が552人で、充足率は95.3%となっています。

保育所（園）	平成26年度				平成27年度			
	定員	入所人数	充足率（%）	職員数（うち臨時）	定員	入所人数	充足率（%）	職員数（うち臨時）
巨理保育所	120	116	96.7	32(15)	120	112	93.3	31(13)
鹿島保育所	110	106	96.4	33(20)	110	105	95.5	33(19)
吉田保育所	90	66	73.3	21(10)	70	66	94.3	21(10)
荒浜保育所	60	35	58.3	14(5)	60	52	86.7	20(10)
逢隈保育園	90	100	111.1	27(14)	90	101	112.2	24(11)
巨理カトリック保育園	60	68	113.3	19(7)	60	63	105.0	23(11)
クロワール保育園わたり	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	530	491	91.5	146(71)	510	499	97.8	152(74)

保育所（園）	平成28年度				平成29年度			
	定員	入所人数	充足率（%）	職員数（うち臨時）	定員	入所人数	充足率（%）	職員数（うち臨時）
巨理保育所	120	104	86.7	39(20)	120	103	85.8	41(22)
鹿島保育所	110	93	84.5	35(22)	110	87	79.1	30(16)
吉田保育所	70	63	90.0	22(12)	70	63	90.0	22(12)
荒浜保育所	60	52	86.7	22(13)	60	53	88.3	22(12)
逢隈保育園	90	98	108.8	26(13)	90	101	112.2	23(10)
巨理カトリック保育園	60	64	106.7	21(9)	60	61	101.7	21(11)
クロワール保育園わたり	80	69	86.3	18(3)	80	71	88.8	21(5)
小計	590	543	92.8	183(92)	590	539	92.3	180(88)

保育所（園）	平成30年度			
	定員	入所人数	充足率（%）	職員数（うち臨時）
巨理保育所	120	102	85.0	38(21)
鹿島保育所	110	86	78.2	32(18)
吉田保育所	70	63	90.0	24(14)
荒浜保育所	60	57	95.0	20(10)
逢隈保育園	90	99	110.0	25(10)
巨理カトリック保育園	60	66	110.0	22(9)
クロワール保育園わたり	80	79	98.8	21(5)
小計	590	552	95.3	182(87)

資料：巨理町子ども未来課（各年3月1日現在）

## (2) 小規模保育事業

小規模保育事業は、平成28年度に保育園フレンドとゆうき保育園が開園、平成30年度にくまさん保育園逢隈、平成31年度にペンギンナーサリースクールわたりが開園し、それぞれ19人の定員となっています。保育園フレンドとゆうき保育園では平成30年度の充足率は115.8%と、100%を超えている状況です。

施設名	定員	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		入所人数	充足率(%)								
保育園フレンド	19	—	—	—	—	19	100.0	22	115.8	22	115.8
ゆうき保育園	19	—	—	—	—	19	100.0	21	110.5	22	115.8
くまさん保育園逢隈	19	—	—	—	—	—	—	—	—	18	94.7
ペンギンナーサリースクールわたり	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：巨理町子ども未来課（各年3月1日現在）

## (3) 家庭的保育事業

家庭的保育事業は、家庭保育よちよち、わたり家庭保育園いちごっこともに5人の定員となっており、平成30年度の充足率は100%となっています。

施設名	定員	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		入所人数	充足率(%)								
家庭保育よちよち	5	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100
わたり家庭保育園いちごっこ	5	—	—	—	—	—	—	—	—	5	100

資料：巨理町子ども未来課（各年3月1日現在）

## (4) 認可外保育施設

認可外保育施設は、定員 40 人に対し、平成 26 年度～平成 27 年度では 9 割以上の充足率となっていました。平成 28 年度以降は入所人数が減少し、平成 30 年度は入所人数 13 人、充足率は 32.5%となっています。

施設名	定員	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		入所人数	充足率(%)								
みらい保育園 (～H27ちびっ こランド)	40	37	92.5	43	107.5	18	45.0	18	45.0	13	32.5

資料：巨理町子ども未来課（各年3月1日現在）

## (5) 幼稚園

本町には私立幼稚園が1か所ありますが、町外私立幼稚園の利用も多く、全体の約7割を占めています。平成31年3月1日現在の町内在園者数は360人で、そのうち、町内私立幼稚園の利用は109人となっています。

幼稚園	所在地	定員	町内 在園者数	入所内訳(人)		
				3歳	4歳	5歳
いちょうの実幼稚園	巨理町	120	109	34	37	38
ふじ幼稚園	山元町	175	76	33	20	23
やまもと幼稚園	山元町	155	24	8	6	10
岩沼さくら幼稚園	岩沼市	245	61	12	27	22
岩沼こばと幼稚園	岩沼市	200	25	8	8	9
岩沼西こばと幼稚園	岩沼市	260	8	2	2	4
岩沼南こばと幼稚園	岩沼市	320	53	16	23	14
ふたば幼稚園	名取市	595	3	1	0	2
仙台白百合幼稚園	仙台市	160	1	1	0	0
小計		2,230	360	115	123	122

資料：巨理町教育委員会・子ども未来課（平成31年3月1日現在）

## (6) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が就労等により日中不在となる家庭で、小学生1～6年生に対し放課後、児童館等で児童の健全育成を図るために開設しております。平成31年3月末時点の利用人数は327人で、1年生が114人、2年生が94人、3年生が66人、4年生以上は53人となっています。

児童クラブ	放課後児童クラブ利用人数の内訳（人）						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
巨理児童クラブ	37	28	22	6	0	0	93
中町児童クラブ	7	3	3	6	0	3	22
吉田西児童クラブ	8	7	5	3	2	0	25
吉田児童クラブ	7	10	8	8	3	2	38
荒浜児童クラブ	11	3	8	11	0	0	33
高屋児童クラブ	2	5	0	4	3	0	14
逢隈児童クラブ	42	38	20	2	0	0	102
合計	114	94	66	40	8	5	327

資料：巨理町子ども未来課（平成31年3月31日現在）

## (7) 保育所（園）の待機児童の推移

本町では待機児童の解消のために、定員の弾力的運用と施設整備に努めてきましたが、働く保護者が年々増加し、待機児童の解消には至っていません。平成30年度の待機児童は46人で、そのうち約半数は0歳児となっています。

（人）

年度	施設数	実受入数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上	合計
平成26年度	6	535	21	21	17	8	7	74
平成27年度	7	515	39	18	20	15	15	107
平成28年度	10	614	21	15	5	—	—	41
平成29年度	10	614	28	14	16	—	—	58
平成30年度	12	619	22	6	5	10	3	46

資料：巨理町子ども未来課（各年4月1日現在）

## (8) 小学校の概況

東日本大震災で被災した長瀬小学校は、吉田中学校に間借りした後、平成26年8月に被災した現地にて校舎を新築して、授業を再開しました。小学校の児童数は、ゆるやかな減少傾向で推移し、平成30年度は1,716人となっています。高屋小学校は平成29年10月に「小規模特認校」に指定し、特色ある教育活動の実践と学校教育の質の維持・向上を図っています。

小学校	平成26年度			平成27年度		
	児童数	学級数	教員等の職員数	児童数	学級数	教員等の職員数
巨理小学校	746	26	42	775	27	46
荒浜小学校	122	7	18	113	7	19
吉田小学校	120	7	14	111	6	13
長瀬小学校	191	9	20	195	9	21
逢隈小学校	562	20	33	539	20	31
高屋小学校	53	8	14	54	8	14
小計	1,794	77	141	1,787	77	144

小学校	平成28年度			平成29年度		
	児童数	学級数	教員等の職員数	児童数	学級数	教員等の職員数
巨理小学校	749	26	44	732	25	44
荒浜小学校	110	7	17	101	7	17
吉田小学校	107	7	15	99	7	15
長瀬小学校	191	9	21	183	10	21
逢隈小学校	555	20	33	564	19	33
高屋小学校	53	7	13	47	8	14
小計	1,765	76	143	1,726	76	144

小学校	平成30年度		
	児童数	学級数	教員等の職員数
巨理小学校	726	24	45
荒浜小学校	99	7	17
吉田小学校	91	8	16
長瀬小学校	170	9	20
逢隈小学校	579	20	35
高屋小学校	51	8	16
小計	1,716	76	149

資料：巨理町教育委員会（各年5月1日）

## (9) 中学校の概況

東日本大震災で被災した荒浜中学校は、平成26年8月に新校舎に移転しました。中学校の生徒数も小学校と同様にゆるやかな減少傾向で、平成30年度は899人となっています。荒浜中学校は令和2年度より「小規模特認校」に指定される予定です。

中学校	平成26年度			平成27年度		
	生徒数	学級数	教員等の職員数	生徒数	学級数	教員等の職員数
巨理中学校	448	16	32	445	16	32
荒浜中学校	86	4	17	92	4	18
吉田中学校	113	6	19	105	5	18
逢隈中学校	320	11	26	331	12	28
小計	967	37	94	973	37	96

中学校	平成28年度			平成29年度		
	生徒数	学級数	教員等の職員数	生徒数	学級数	教員等の職員数
巨理中学校	457	16	33	443	16	34
荒浜中学校	87	4	18	78	4	18
吉田中学校	112	7	19	107	5	17
逢隈中学校	317	11	25	319	11	25
小計	973	38	95	947	36	94

中学校	平成30年度		
	生徒数	学級数	教員等の職員数
巨理中学校	438	16	35
荒浜中学校	68	4	18
吉田中学校	102	5	17
逢隈中学校	291	11	26
小計	899	36	96

資料：巨理町教育委員会（各年5月1日）

## (10) 子ども医療費助成

子ども医療費助成制度は、平成 27 年 4 月から入院に加えて通院も中学校 3 年生まで拡大しましたが、さらに平成 30 年 4 月からは助成対象者を高校 3 年生まで拡大しました。平成 30 年は助成件数が 67,746 件、1 件当たりの助成額は 1,970 円となっています。

区分		助成件数（件）	助成額（円）	1 件当たり助成額（円）
平成26年	社保	22,388	41,974,270	1,875
	国保	3,711	7,004,659	1,888
	計	26,099	48,978,929	1,877
平成27年	社保	46,242	88,720,107	1,919
	国保	7,670	14,641,369	1,909
	計	53,912	103,361,476	1,917
平成28年	社保	53,224	102,959,308	1,934
	国保	8,815	17,124,918	1,943
	計	62,039	120,084,226	1,936
平成29年	社保	52,135	100,461,817	1,927
	国保	8,029	15,601,612	1,943
	計	60,164	116,063,429	1,929
平成30年	社保	59,762	116,691,828	1,953
	国保	7,984	16,755,211	2,099
	計	67,746	133,447,039	1,970

資料：巨理町子ども未来課（各年 3 月 31 日現在）

### 3. 子育て支援に関する調査のポイント

本計画を策定するに当たり、「量の見込み」の算出や子育て支援に関する実態や意見・要望等を把握するために、「巨理町子育て支援に関する調査」を実施しました。

#### (1) 調査方法

調査対象	巨理町在住の未就学児及び小学生児童を持つ保護者
抽出方法	未就学児童及び小学生の全数調査
調査方法	保育所（園）等施設や小学校を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収
調査期間	平成31年1月～2月

#### (2) 回収状況

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	1,423 票	1,037 票	72.9%
小学生児童	1,731 票	1,534 票	88.6%

#### (3) 調査結果の概要

##### ① 子育てのサポート体制について

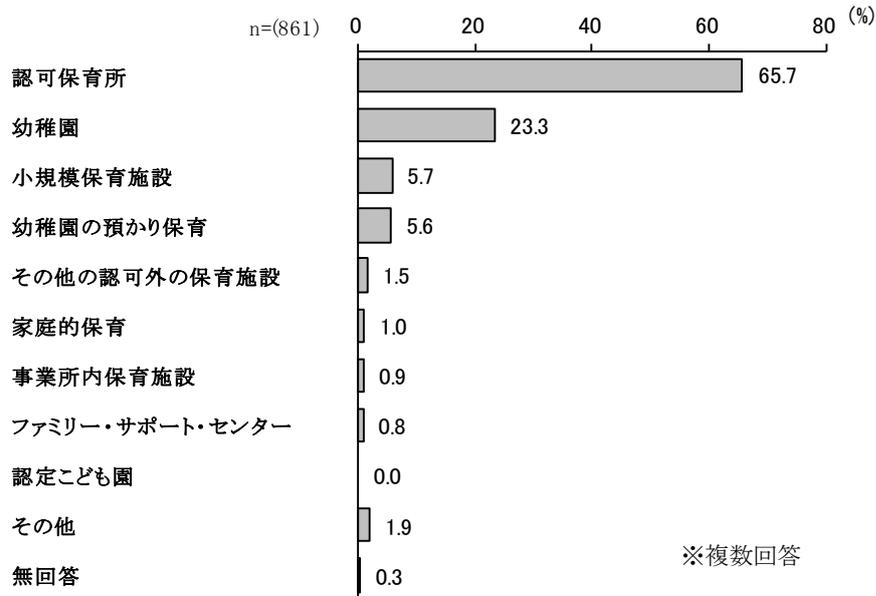
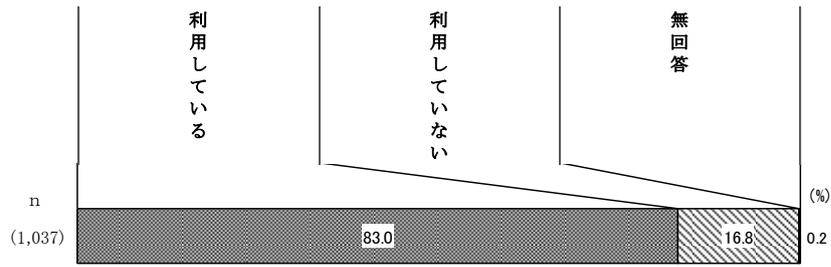
##### ■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望（未就学児童）

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」方が約8割となっています。

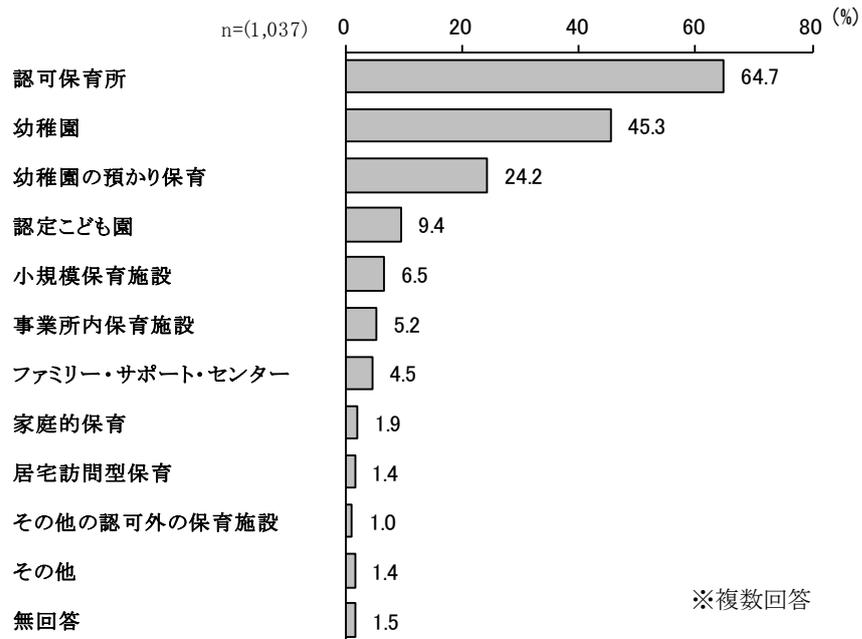
利用している事業は「認可保育所」が65.7%と最も多く、次いで「幼稚園」が23.3%、それ以外の事業はいずれも1割以下となっています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「認可保育所」が64.7%と最も多く、次いで「幼稚園」(45.3%)、「幼稚園の預かり保育」(24.2%)となっています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】



【平日の定期的な教育・保育事業の利用希望】



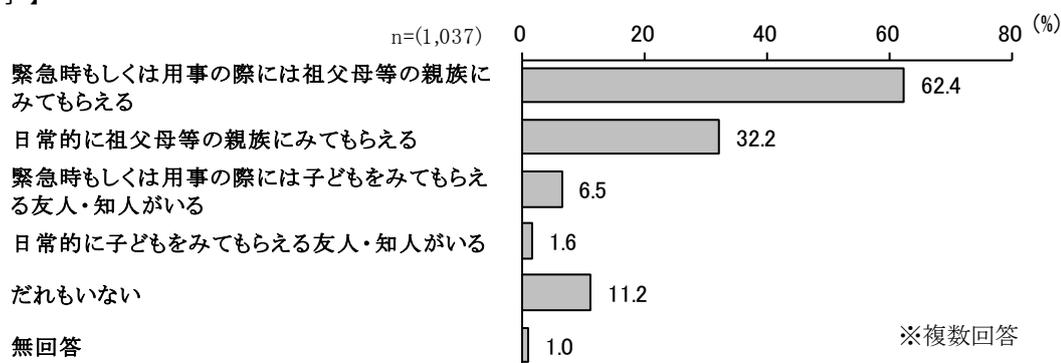
## ■子どもをみてもらえる親族・知人の有無（未就学児童・小学生児童）

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、未就学児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が62.4%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が32.2%となっています。

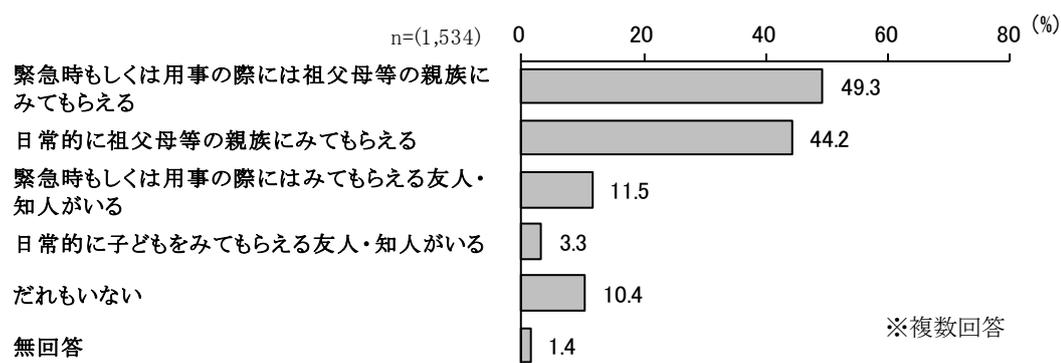
小学生児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が49.3%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が44.2%となっています。

一方で、「だれもいない」との回答は未就学・小学生児童ともに約1割となっています。

### 【未就学】



### 【小学生】

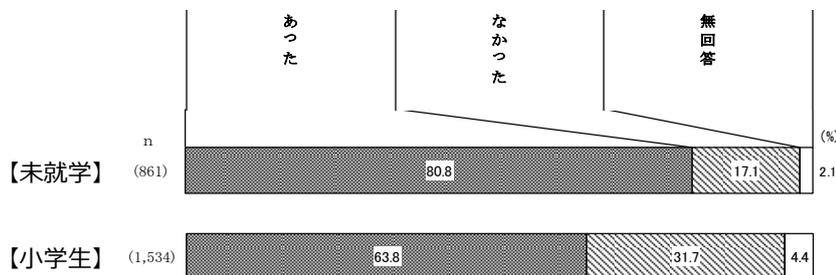


■子どもの病気やケガの時の対応（未就学児童・小学生児童）

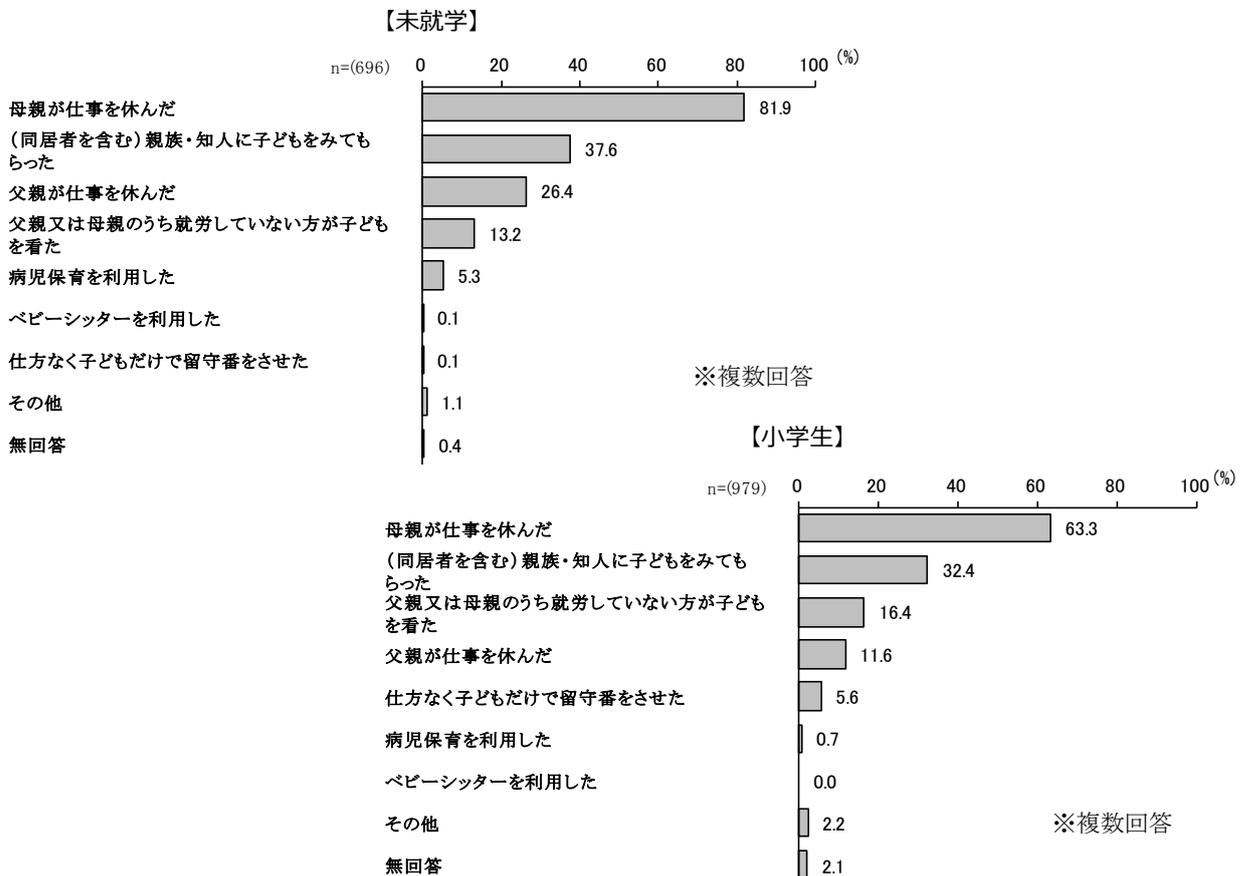
お子さんが病気やケガで、平日、教育・保育事業または学校を休んだ日があったかは、未就学児童では「あった」が80.8%、小学生児童では63.8%となっています。

その対処方法については、未就学児童では「母親が仕事を休んだ」が81.9%と最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(37.6%)、「父親が仕事を休んだ」(26.4%)となっています。小学生児童では、「母親が仕事を休んだ」が63.3%と最も多く、以下、「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」(32.4%)、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもを看た」(16.4%)となっています。

【お子さんが病気やケガで、平日教育・保育事業または学校を休んだ日があったか】



【お子さんが病気やケガで、教育・保育事業または学校を休んだ日の対処方法】

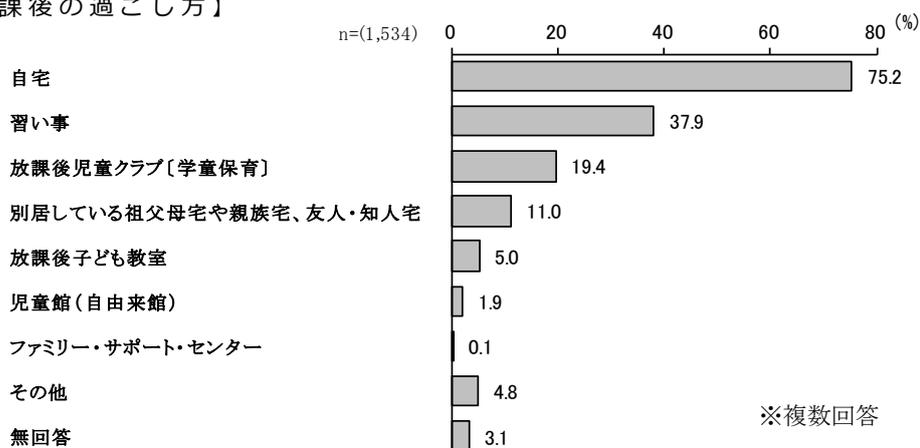


## ■放課後の過ごし方と過ごし方の希望について（小学生児童）

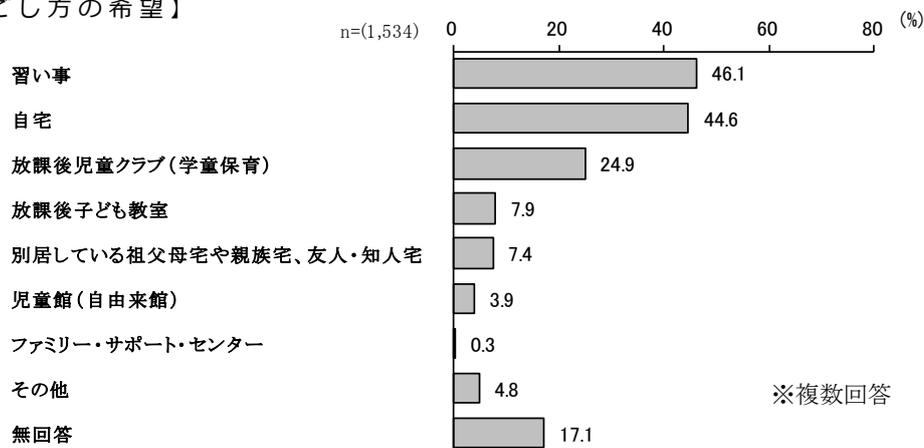
お子さんの放課後の過ごし方は、「自宅」が75.2%と最も多く、次いで「習い事」(37.9%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(19.4%)等となっています。

放課後の過ごし方の希望については、低学年では「習い事」が46.1%と最も多く、次いで、「自宅」(44.6%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(24.9%)となっています。高学年では「自宅」が66.6%と最も多く、次いで、「習い事」(23.4%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(11.5%)となっています。

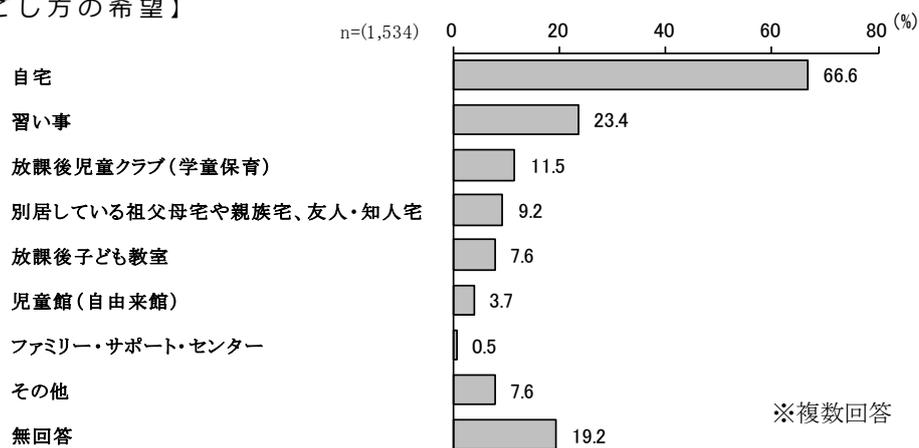
【放課後の過ごし方】



【低学年の放課後の過ごし方の希望】

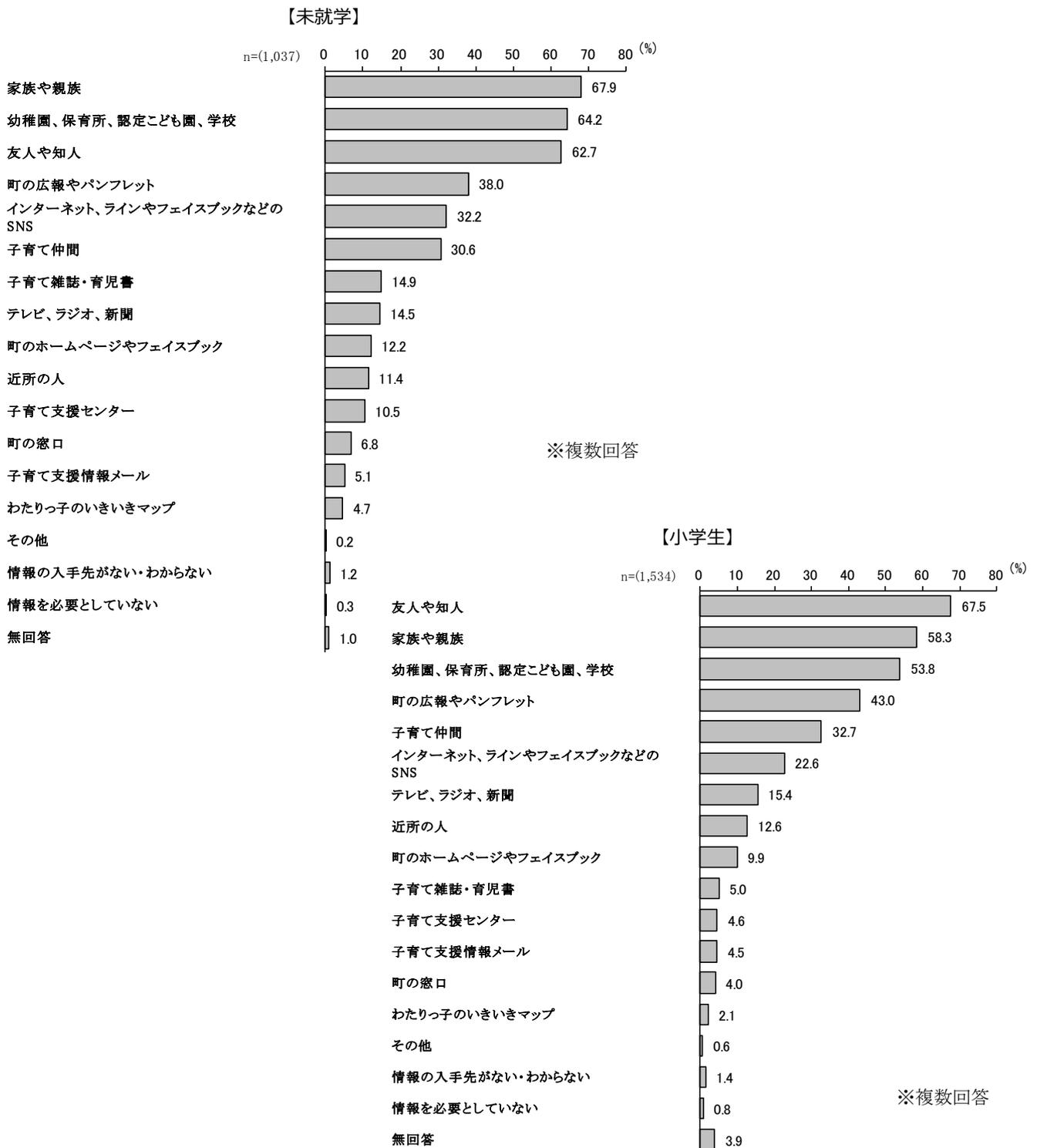


【高学年の放課後の過ごし方の希望】



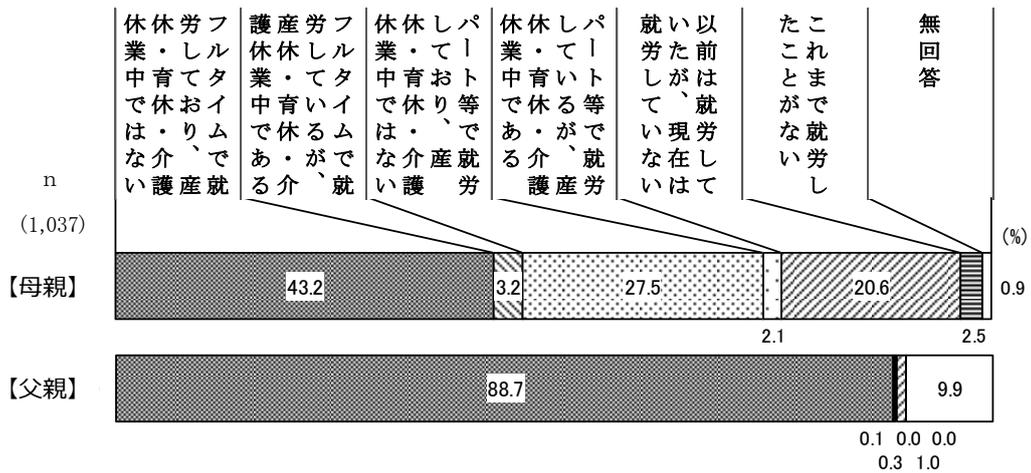
■子育てに必要な情報の入手先（未就学児童・小学生児童）

子育てに必要な情報の入手先については、「家族や親族」が67.9%と最も多く、次いで「幼稚園、保育所、認定こども園、学校」(64.2%)、「友人や知人」(62.7%)、「町の広報やパンフレット」(38.0%)、「インターネット、ラインやフェイスブックなどのSNS」(32.2%)、「子育て仲間」(30.6%)となっています。小学生児童では「友人や知人」が67.5%と最も多く、次いで「家族や親族」(58.3%)、「幼稚園、保育所、認定こども園、学校」(53.8%)、「町の広報やパンフレット」(43.0%)等となっています。



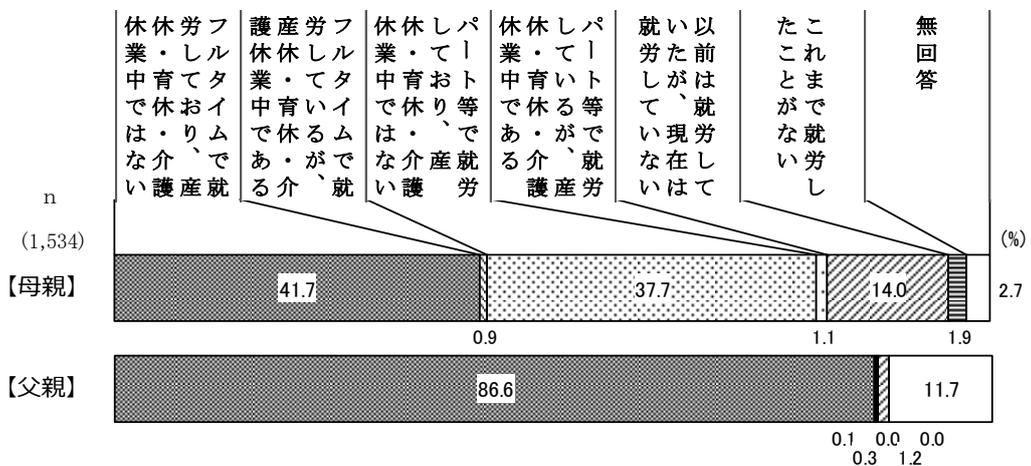
## ■未就学児童の保護者の就労状況（未就学児童）

未就学児童の母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が43.2%、「パート等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.5%と7割以上が就労しています。父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が88.7%となっています。



## ■小学生児童の保護者の就労状況（小学生児童）

小学生児童の母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が41.7%、「パート等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.7%と約8割が就労しています。父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が86.6%となっています。

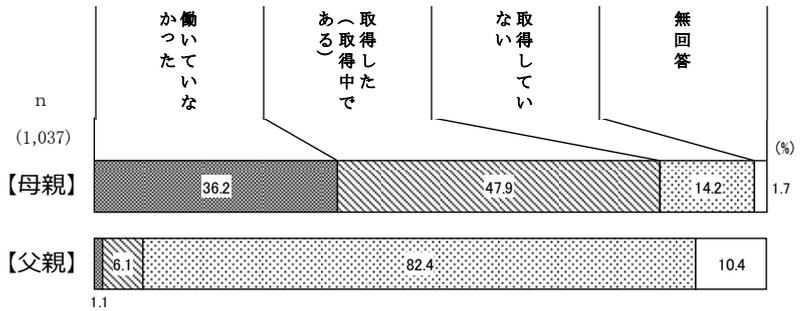


■ 育児休業の取得状況と未取得の理由（未就学児童）

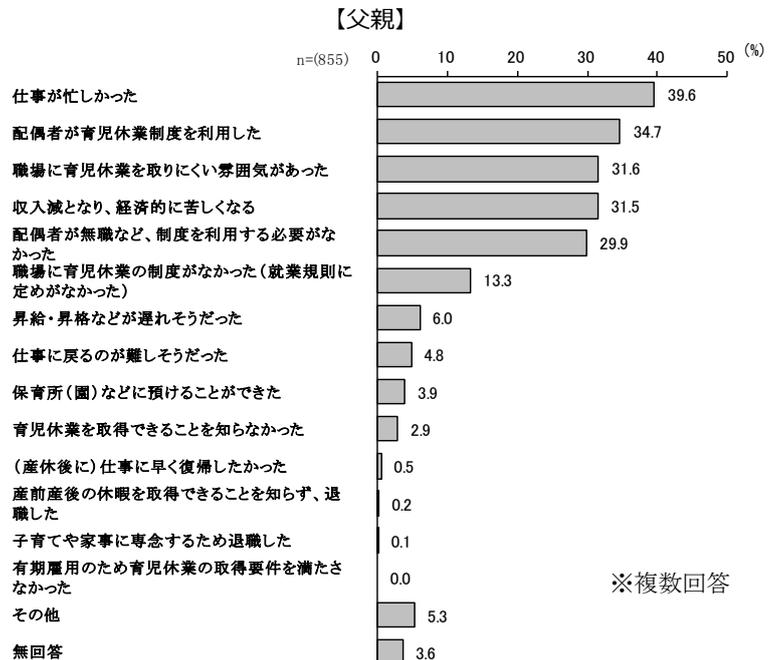
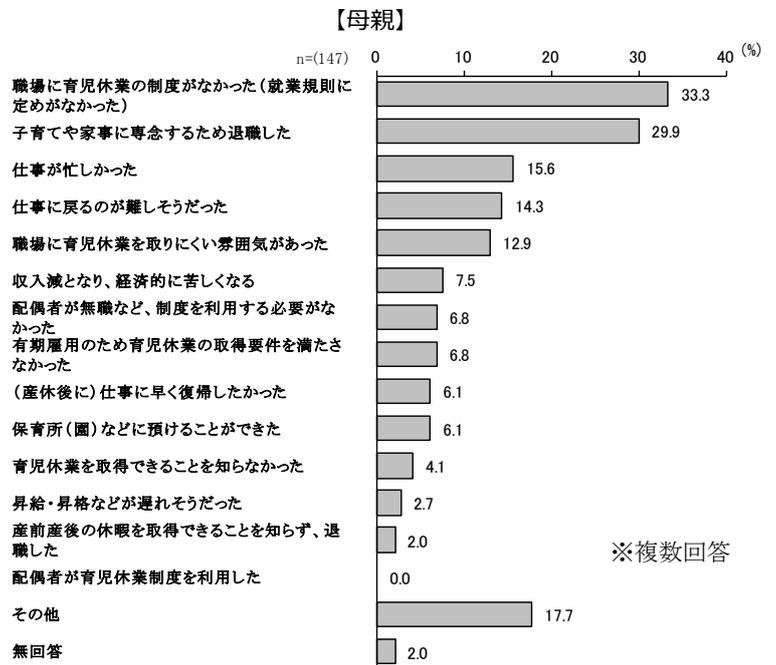
保護者の育児休業の取得状況は、母親では「取得した（取得中である）」が47.9%で、「取得していない」は14.2%となっています。父親の約8割は「取得していない」と回答し、「取得した（取得中である）」はわずか6.1%となっています。

取得していない方の未取得の理由は、母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（33.3%）、「子育てや家事に専念するため退職した」（29.9%）、「仕事が忙しかった」（15.6%）等となっています。父親では「仕事が忙しかった」が39.6%と最も多く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」（34.7%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（31.6%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（31.5%）となっています。

【育児休業の取得状況】



【育児休業の未取得の理由】



## ②子どもと母親の健康について

### ■施策の評価と今後力を入れるべき施策（未就学児童・小学生児童）

子育て支援の施策への評価と今後力を入れるべき施策を点数化したところ、未就学・小学生児童ともに「子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減」と「妊娠期から乳幼児期における健康診査・相談の充実」で施策の評価が高くなっています。今後力を入れるべき施策としては、「子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減」が全体平均点よりやや高くなっています。

①施策の評価	未就学	小学生	②今後力を入れるべき施策	未就学	小学生
子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減	2.36	2.16	子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実	3.12	2.69
妊娠期から乳幼児期における健康診査・相談の充実	1.85	1.68	安心して外出できる環境の整備(道路・防犯等)	3.11	2.85
親子が安心して集まれる身近な場、イベントの充実	1.61	1.40	保育サービス(認可保育所等)の充実	3.02	2.52
児童館・児童センターの充実	1.60	1.39	就労有無にかかわらず利用できる保育サービスの充実	2.97	2.61
子育て支援に関する情報提供体制の充実	1.56	1.40	子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減	2.96	2.76
障がい児支援の充実	1.55	1.27	いじめの防止に関する取り組みの強化	2.92	2.76
保育サービス(認可保育所等)の充実	1.54	1.32	児童館・児童センターの充実	2.88	2.57
保護者(家族)が子育てについて学べる機会の充実	1.51	1.22	虐待問題など、子どもの人権に関する取り組みの強化	2.83	2.60
子育てに困った時の相談窓口の充実	1.44	1.21	子育て支援に関する情報提供体制の充実	2.81	2.48
虐待問題など、子どもの人権に関する取り組みの強化	1.42	1.17	妊娠期から乳幼児期における健康診査・相談の充実	2.79	2.49
いじめの防止に関する取り組みの強化	1.33	1.15	障がい児支援の充実	2.68	2.46
安心して外出できる環境の整備(道路・防犯等)	1.23	1.10	子育てに困った時の相談窓口の充実	2.64	2.41
就労有無にかかわらず利用できる保育サービスの充実	1.10	0.90	親子が安心して集まれる身近な場、イベントの充実	2.50	2.23
子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実	1.07	0.88	保護者(家族)が子育てについて学べる機会の充実	2.48	2.21
全体	1.51	1.30	全体	2.84	2.55

※未就学の値で降順にしています。

#### 【算出方法】

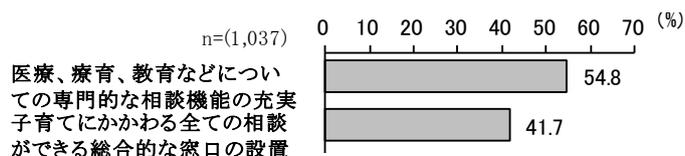
- ①施策の評価：「評価する」を3点、「どちらかといえば評価する」を2点、「どちらかといえば評価しない」を1点、「評価しない」を0点とし、「わからない」を除いて算出。
- ②今後力を入れるべき施策：「特にそう思う」を4点、「そう思う」を3点、「どちらともいえない」を2点、「あまりそう思わない」を1点、「そう思わない」を0点として算出。

### ■子育てについての相談相手や場所について必要なこと

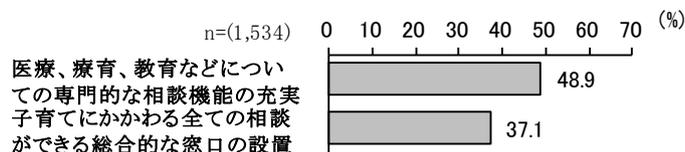
(未就学児童・小学生児童)

子育てについての相談相手や場所について必要なことは、未就学・小学生児童ともに「医療、療育、教育などについての専門的な相談機能の充実」が最も多く5割前後となっています。

#### 【未就学(上位2位)】



#### 【小学生(上位2位)】

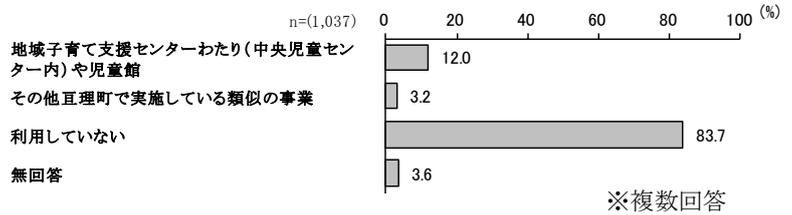


③子どもの心身の健やかな成長について

■地域子育て支援拠点事業の利用状況・今後の利用意向（未就学児童）

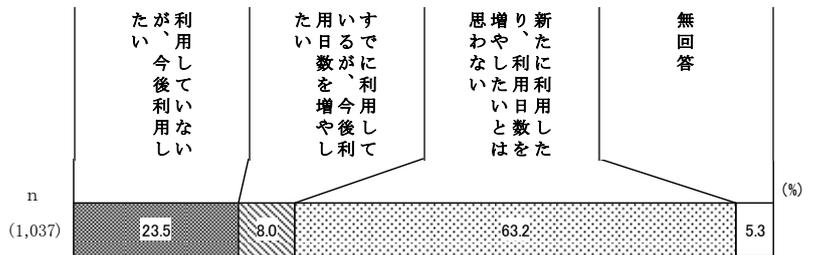
利用している地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援センターわたり（中央児童センター内）や児童館」が12.0%、「その他巨理町で実施している類似の事業」が3.2%と利用は少なく、「利用していない」が8割以上となっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】



今後の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が約2割、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が約1割となっています。

【地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向】

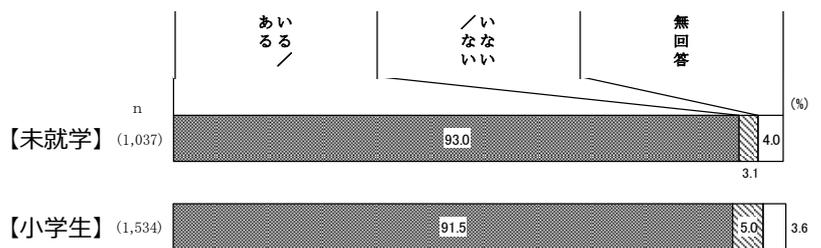


■子育ての相談先（未就学児童・小学生児童）

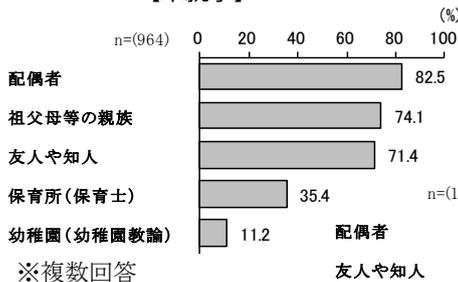
子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無は、未就学・小学生児童ともに「いる／ある」が約9割となっています。

その相談先については、未就学児童では「配偶者」が82.5%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」(74.1%)、「友人や知人」(71.4%)、「保育所(保育士)」(35.4%)等となっています。小学生児童では「配偶者」が80.2%と最も多く、次いで「友人や知人」(73.1%)、「祖父母等の親族」(71.0%)、「学校」(25.1%)等となっています。

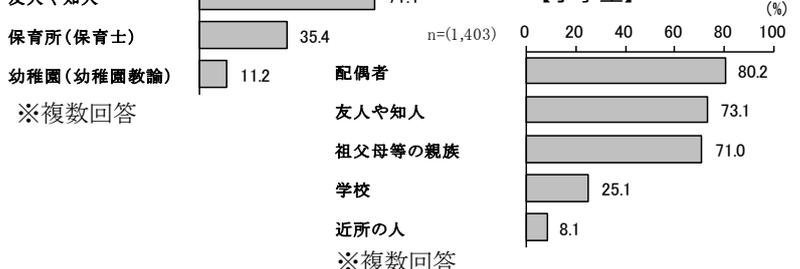
【子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無】



【未就学】

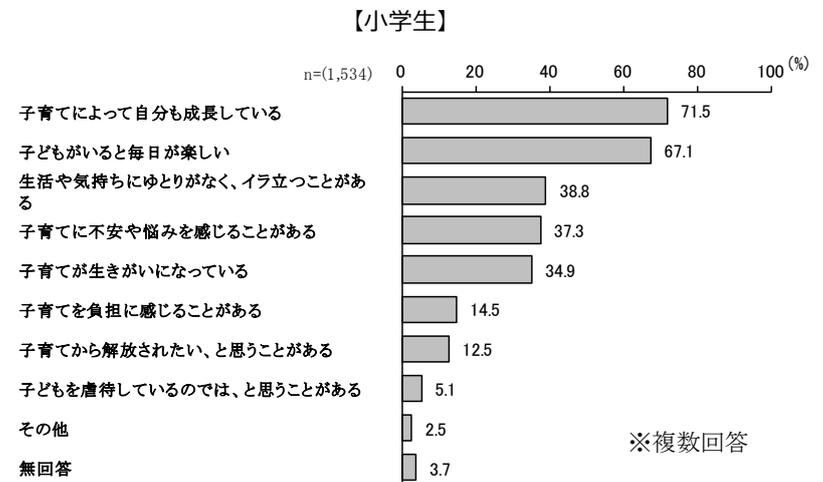
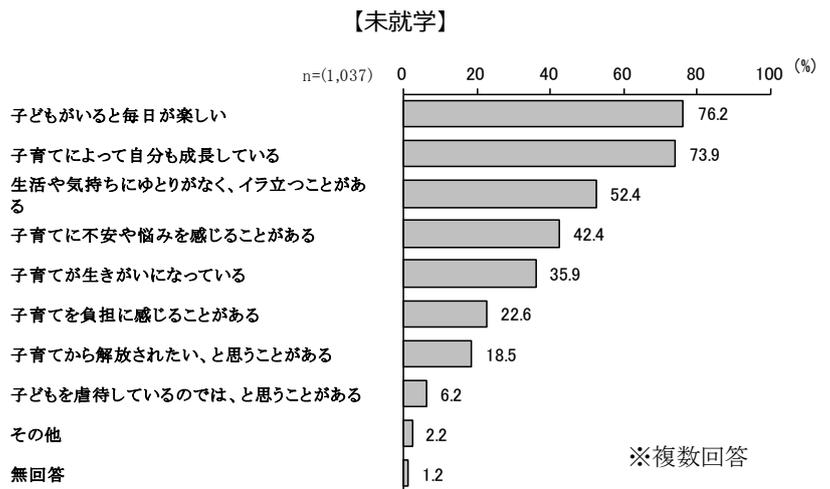


【小学生】



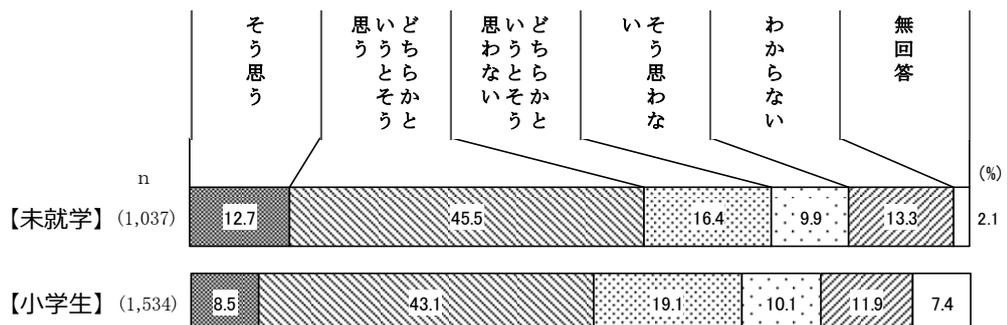
## ■お子さんを育てている際の気持ち（未就学児童・小学生児童）

お子さんを育てている際の気持ちについては、未就学児童では「毎日が楽しい」と「子育てによって自分も成長している」が7割以上となっているものの、「イラ立つことがある」が52.4%と3位に、「不安や悩みを感じることもある」が42.4%と4位に、不満意見もあげられています。小学生でも「子育てによって自分も成長している」と「毎日が楽しい」が多く7割前後となっていますが、未就学児童と同様に「イラ立つことがある」が38.8%と3位に、「不安や悩みを感じることもある」が37.3%と4位にあげられています。



## ■町での子育てしやすさ感（未就学児童・小学生児童）

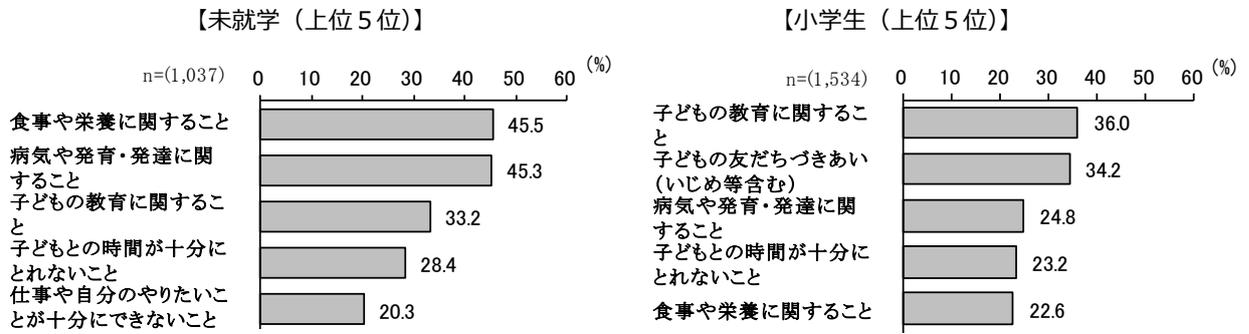
子育てをしやすい町かは、未就学児童では「どちらかというと思う」が45.5%と最も多く、「そう思う」をあわせた肯定的な意見は58.2%となっています。小学生では「どちらかというと思う」が43.1%と最も多く、「そう思う」をあわせた肯定的な意見は51.6%と、未就学児童より割合はやや低くなっています。



■子育てに関して日常悩んでいること、または気になること

(未就学児童・小学生児童)

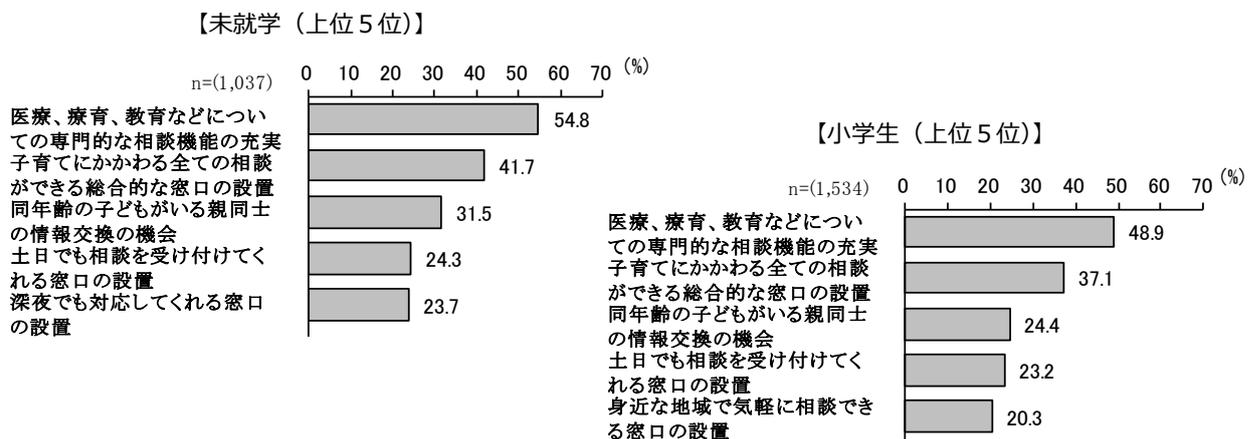
子育てに関して日常悩んでいること、または気になることについては、未就学児童では「食事や栄養に関すること」が45.5%と最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」(45.3%)、「子どもの教育に関すること」(33.2%)、「子どもとの時間が十分にとれないこと」(28.4%)、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」(20.3%)等となっています。小学生児童では、「子どもの教育に関すること」が36.0%と最も多く、次いで「子どもの友だちづきあい(いじめ等含む)」(34.2%)、「病気や発育・発達に関すること」(24.8%)、「子どもとの時間が十分にとれないこと」(23.2%)、「食事や栄養に関すること」(22.6%)等となっています。



■子育てについての相談相手や場所について必要なこと

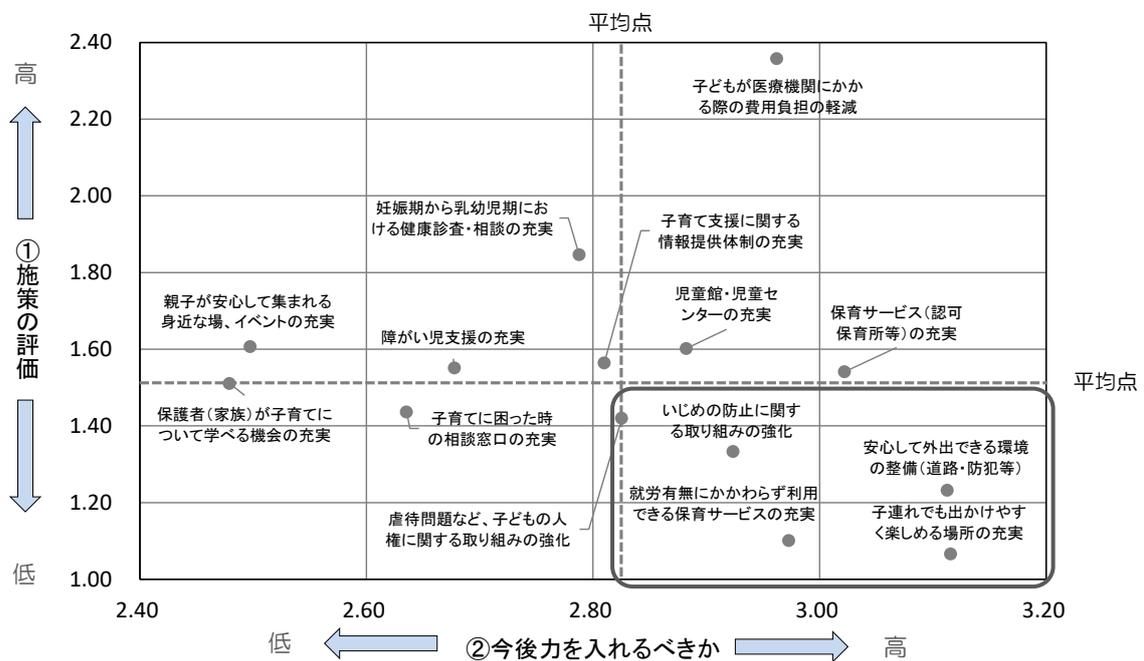
(未就学児童・小学生児童)

子育てについての相談相手や場所について必要なことは、未就学・小学生児童ともに「医療、療育、教育などについての専門的な相談機能の充実」が5割前後と最も多く、次いで「子育てにかかわる全ての相談ができる総合的な窓口の設置」が約4割、「同年齢の子どもがいる親同士の情報交換の機会」が未就学児童は約3割、小学生は2割半ばとなっています。



## ■施策の評価と今後力を入れるべき施策（未就学児童）

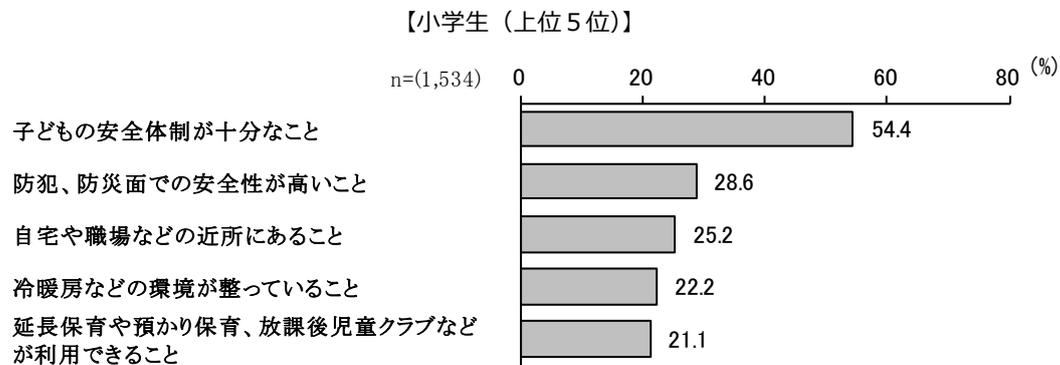
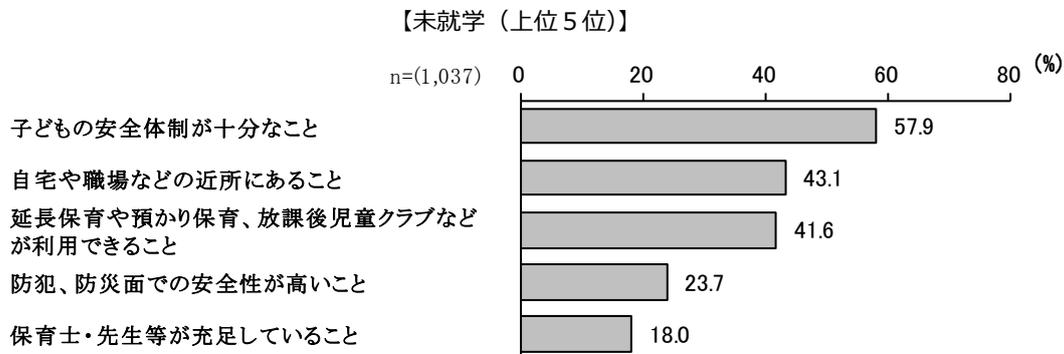
子育て支援の施策への評価と今後力を入れるべき施策を点数化したところ、評価が最も低く、今後力を入れるべき施策の点数が最も高かった項目として「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実」があげられています。小学生児童でも最も評価が低く、今後力を入れるべき施策の点数が3番目に高かった項目となっています。その他に、「安心して外出できる環境の整備（道路・防犯等）」、「いじめの防止に関する取り組みの強化」、「虐待問題など、子どもの人権に関する取り組みの強化」、「就労有無にかかわらず利用できる保育サービスの充実」も評価が低く、今後力を入れるべき施策の点数が高い項目となっています。



## ④子どもの人権の尊重と安全・安心について

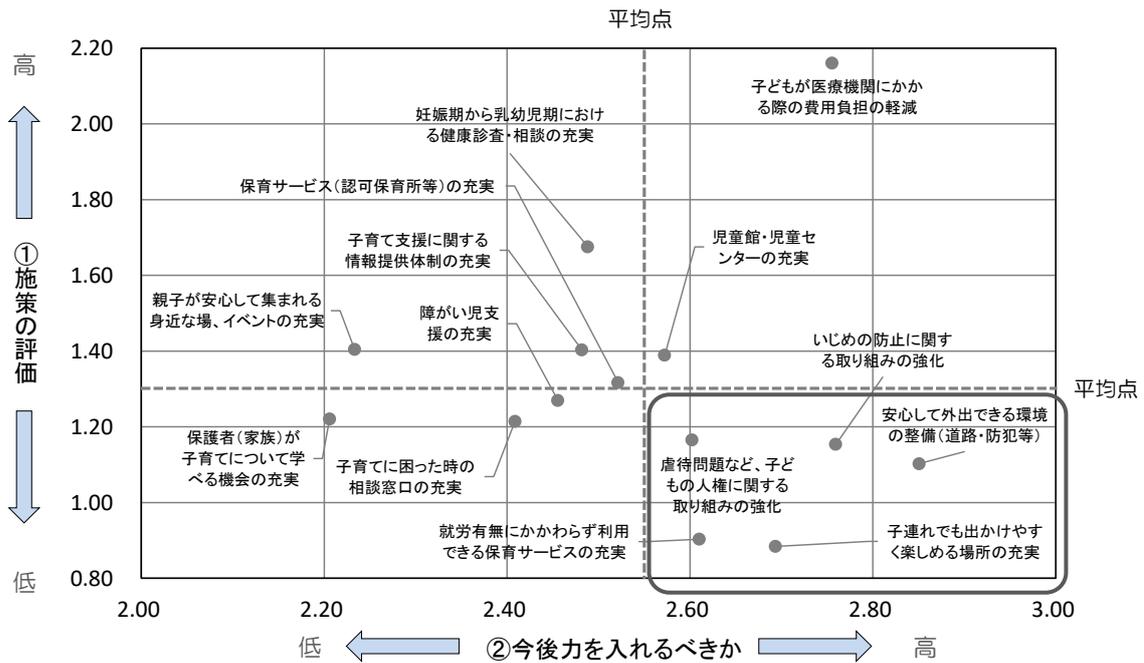
## ■教育・保育・学校の環境について望むこと（未就学児童・小学生児童）

教育・保育・学校の環境について望むことは、未就学児童では「子どもの安全体制が十分なこと」が57.9%と最も多く、次いで「自宅や職場などの近所にあること」(43.1%)、「延長保育や預かり保育、放課後児童クラブなどが利用できること」(41.6%)、「防犯、防災面での安全性が高いこと」(23.7%)等となっています。小学生児童では「子どもの安全体制が十分なこと」が54.4%と最も多く、次いで「防犯、防災面での安全性が高いこと」(28.6%)等となっており、未就学児・小学生児童ともに安全性・防犯・防災面が上位項目にあげられています。



## ■施策の評価と今後力を入れるべき施策（小学生児童）

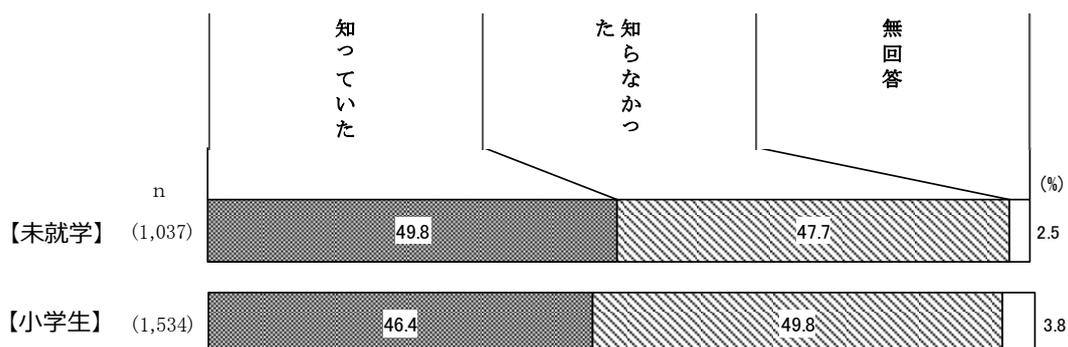
子育て支援の施策への評価と今後力を入れるべき施策を点数化したところ、評価が低く、今後力を入れるべき施策の点数が高かった項目として「安心して外出できる環境の整備（道路・防犯等）」や「いじめの防止に関する取り組みの強化」、「虐待問題など、子どもの人権に関する取り組みの強化」、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実」、「就労有無にかかわらず利用できる保育サービスの充実」となっています。



## ⑤特に支援を必要とする子どもや家庭への支援について

### ■児童虐待の通報先の認知度（未就学児童・小学生児童）

児童虐待の通報先（児童相談所や民生委員・児童委員等）の認知度は、未就学児童では「知っていた」が 49.8%、小学生児童では 46.4%となっています。



## 4. 子ども・子育て環境の課題

### (1) 少子高齢化・核家族化の進行

総人口の減少と少子高齢化の進行により、今後も子どもの人口は減少して行くものと考えられ、また、世帯数の増加と1世帯当たりの人員数の減少から、今後も核家族化がさらに進行して行くことが予想されます。

さらに、未婚化・晩婚化の進行、ライフスタイルの多様化、待機児童や幼児虐待等、子育てや子どもを取り巻く社会問題は深刻化しています。

本計画の施策全体において、子育て環境の変化にあわせてきめ細かな支援を結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じ、切れ目のない取り組みを行う必要があります。より一層の充実が求められるとともに、少子高齢化・核家族化の社会における子育て支援を総合的に図る必要があります。

### (2) 子育てサポート体制の整備

少子高齢化・核家族化の進行や就労形態の多様化等により、緊急時や用事の際に子どもを預ける親戚・知人がいない、子どもの病気・ケガにより仕事を休まざるを得ない等、サポートが必要な人が多いことがうかがえます。多様化するライフスタイル、ニーズにあわせた教育・保育事業を総合的に図ることが必要です。

また、インターネットの普及により子育てに必要な情報の入手手段も多様化しており、調査結果からも様々な手段を利用していることがうかがえます。必要な時に入手しやすいかつ、誰もがわかりやすい情報内容等を考慮し提供することが重要で、子育ての情報提供体制を推進していくことが必要です。

就労に関する調査結果では、母親の就労状況は未就学児童では「フルタイム」が約4割、「パート等」が約3割と、就労している人は約7割です。小学生児童では「フルタイム」「パート等」それぞれ約4割と、就労している人は約8割となっています。父親は「フルタイム」が未就学・小学生児童ともに8割半ばを占めています。

未就学児童の育児休業の取得状況は、母親では約5割が取得しているものの、父親の取得はわずか1割未満と少なく、育児休業の未取得の理由としては、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」、「子育てや家事に専念するため退職した」、「仕事が忙しかった」等となっていますが、父親は「仕事が忙しかった」、「配偶者が育児休業制度を利用した」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」となっています。

母親と父親がともに子育てへ参加し、安心・安定した生活ができるよう、家庭内だけではなく、企業、地域等、社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

### (3) 子どもと母親の健康の確保及び増進

少子化の進行や出生率の低下は、未婚・晩婚化の進行、子育て中の孤立感、負担感等、要因は複雑化しており、妊娠・出産・育児中における子どもと母親の健康を確保し、女性が子どもを産み育てやすい環境を整える必要があります。

町における乳幼児健診の受診率は上昇傾向ですが、妊婦一般健診の受診率低下については、母子健康手帳の発行が遅くなり、適正な妊娠週数に健診受診できない妊婦がいるためと考えられ、早い段階で母子健康手帳を発行し妊婦健診を受診する重要性を周知する必要があります。

調査結果からは、町で行っている子育て支援の施策のうち、「医療費軽減」と「妊娠期～乳幼児期健診・相談の充実」の評価が高くなっています。

また、子育ての相談相手・場所で必要なこととして、「医療、療育、教育の専門的な相談」が最も多くなっており、医療整備への意識や要望が高いことがうかがえます。受診の周知をするとともに、医療・相談体制の充実等、母子の健康を守るための取り組みの強化が必要です。

### (4) 子どもの心身の健やかな成長を支える

子どもの健やかな心身を育むためには、未就学児～思春期における切れ目のない支援やその保護者への支援を幅広く行う必要があります。

相談に関する調査結果では、子育てに関する相談相手・場所は、配偶者や祖父母、友人等の「身近な人」が7～8割を占め、それ以外はあまりない状態です。

また、子育てをしている際の気持ちとして、「生活や気持ちにゆとりがなく、イラ立つことがある」や「子育てに不安や悩みを感じることもある」が未就学・小学生児童ともに上位 3～4位にあげられており、4～5割の方が不満を感じています。

子育てしやすい町かでは、『そう思う』は未就学児童では 58.2%、小学生児童では 51.6%にとどまっています。

子育てに関する悩みとしては、食事や栄養、病気、教育、友だちづきあい等が多く、子育ての相談窓口等への要望は、「医療、療育、教育などについての専門的な相談機能の充実」と「子育てにかかわる全ての相談ができる総合的な窓口の設置」が未就学・小学生児童ともに多くなっています。

子育て家庭が社会から孤立するのを防ぐとともに、安心して子育てができるよう、専門的な相談もでき、様々な悩みに対応できる総合的な相談窓口の整備等、相談体制の充実が必要です。

さらに、子育ての不安や悩みを相談・助言や援助を受けることができる地域子育て支援拠点事業の利用状況は1割程度と少なく、「利用していないが、今後利用したい」は約2割にとどまっています。保育所等の施設を利用する児童が増加し、家庭で保育される児童が減少したことも利用が少ない理由と考えられますが、事業の周知及び利用促進の推進を図り、総合的な対応ができるよう質を高めることも重要です。

#### (5) 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る

調査結果から、教育・保育・学校の環境について望むこととして、「子どもの安全体制が十分なこと」が最も多くなっています。

また、町の子育て支援の施策への評価・今後力を入れるべきものでも、「安心して外出できる環境の整備（道路・防犯等）」、「いじめの防止に関する取り組みの強化」、「虐待問題など、子どもの人権に関する取り組みの強化」の評価は低く、今後力を入れるべき施策として高くなっています。

子どもの人権確保のための支援を図るとともに、子どもの生活環境の安全面への強化を図る必要があります。

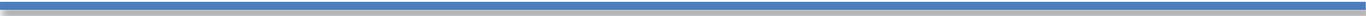
#### (6) 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援

児童虐待から子どもを守るためには、早期発見及び迅速かつ適切な対応が必要不可欠です。

調査結果から、児童虐待の通報先（児童相談所や民生委員・児童委員等）の認知状況は、未就学・小学生児童の保護者とも半数以下と認知度が低いことがうかがえます。

町民への通報先も含めた虐待に関する情報の周知を強化するとともに、防止のための支援の充実を図る必要があります。

また、地域社会を含めて適切な医療や保育・教育、相談を確保し、豊かな発達を促し親の不安を解消するとともに、障がいがある子どもやその家庭、ひとり親家庭や貧困家庭等への支援についても、より進めていく必要があります。



---

## 第3章

### 計画の基本的な考え方

---



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、前期計画の基本理念である「すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のあらゆる人たちが、子どもと子育て家庭を支え合うまちづくり」を継承します。

すべての子どもの幸せの実現に向けて、  
地域のあらゆる人たちが、  
子どもと子育て家庭を支え合うまちづくり

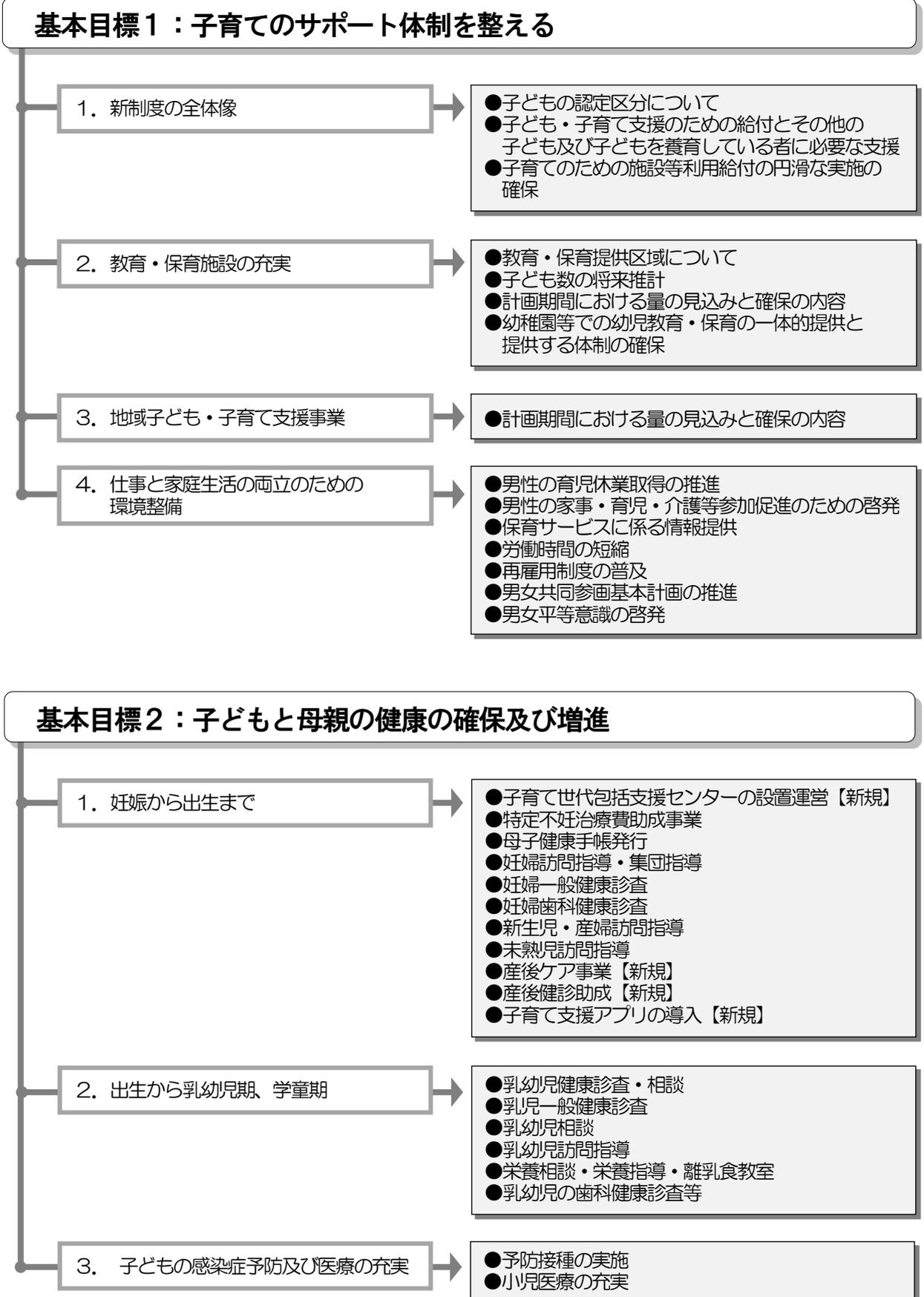
### 2. 基本目標

本計画では、「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえるとともに、これまで次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取り組みを継承するものとして本計画を推進していきます。

計画の柱（基本目標）については、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画とそれ以外の子ども・子育て支援に関わる取り組みとを含めて、以下のように設定します。

- 基本目標1 子育てのサポート体制を整える
- 基本目標2 子どもと母親の健康の確保及び増進
- 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長を支える
- 基本目標4 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る
- 基本目標5 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援

### 3. 施策体系



### 基本目標3：子どもの心身の健やかな成長を支える

1. 地域における子育て支援サービス  
(未就学児童)

- 地域子育て支援センター事業
- 保育所・児童館等における子育て支援事業
- 保育所園庭・体験保育
- 子育て支援情報の提供
- 子育てサークルの支援
- 乳幼児期の食育の推進
- 児童家庭相談の充実
- 民生委員児童委員の活動充実

2. 児童の健全育成  
(小学校～18歳未満の児童)

- 青少年育成推進協議会活動の推進
- 健全育成対策の充実
- 児童対象の体験学習の開催
- 人権教育の実施
- 子ども会活動の支援
- スポーツ・レクリエーション教室の開催
- スポーツ少年団の充実
- 児童の居場所づくり(自由来館)
- 放課後子ども教室の実施及び放課後子ども総合プランの体制づくり

3. 次代の親の育成と参画

- 思春期保健相談体制の充実
- 思春期保健体験事業
- 関係機関の連携の推進
- まちづくりに関する子どもの参画・協働促進

4. 家庭や地域の教育力の向上

- 保護者への遊びや学びの場の提供
- 家庭教育の充実
- 地域の人材活用の推進
- 子育てサポーター事業の充実
- 絵本による親子のふれあいの促進
- 小学生対象の様々な体験学習の開催

5. 子育て支援のネットワークづくり

- 子ども未来ネットワーク協議会の運営

### 基本目標4：子どもの人権の尊重と安全・安心を守る

1. 子どもの人権の確保

- 子どもの人権に関する啓発
- 子どもの人権教育の実施
- 人権相談事業

2. 子ども安全の確保と犯罪等の被害  
から守るための活動の推進

- 不審者対策・防災対策の推進
- 保護者・地域との連携による防犯活動の促進
- 有害環境対策の推進
- 交通安全街頭指導の充実
- 各交通安全団体による交通安全運動の実施
- 交通安全推進団体の支援
- 交通安全教室
- 道路環境整備事業
- 公共施設等のバリアフリー化の推進
- 防犯灯設置及び維持管理費補助
- 民間施設の誘導

## 基本目標5：特に支援を必要とする子どもや家庭への支援

### 1. 障がい児支援の充実

- 療育支援事業
- 障がい児保育の充実
- 特別支援教育の充実
- 児童発達支援事業（二杉園）
- 在宅福祉サービスの推進
- 幼児発達支援事業

### 2. 子ども虐待防止の推進

- 要保護児童対策部会の推進
- 子ども虐待防止の啓発
- 児童家庭相談の充実
- 養育支援訪問事業
- DV対策の充実

### 3. 心の問題を抱える子どもへの支援

- 震災の影響を受けた子どもと保護者への  
カウンセリングの実施
- 不登校等の支援体制の強化

### 4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 生活援助対策事業の推進
- 相談体制の充実
- 母子父子寡婦福祉資金貸付
- ひとり親家庭等の親の就業促進
- 低所得世帯への支援

---

## 第4章

### 子ども・子育て支援施策の展開

---



## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開

### 基本目標1：子育てのサポート体制を整える

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代法に基づく市町村行動計画を一体的に策定しています。子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援新制度で定められた「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進に当たっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」を実施する体制の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭への必要な支援について、巨理町全体で取り組んでいきます。

#### 【子ども・子育て支援新制度】

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを趣旨としています。

#### ■主なポイント

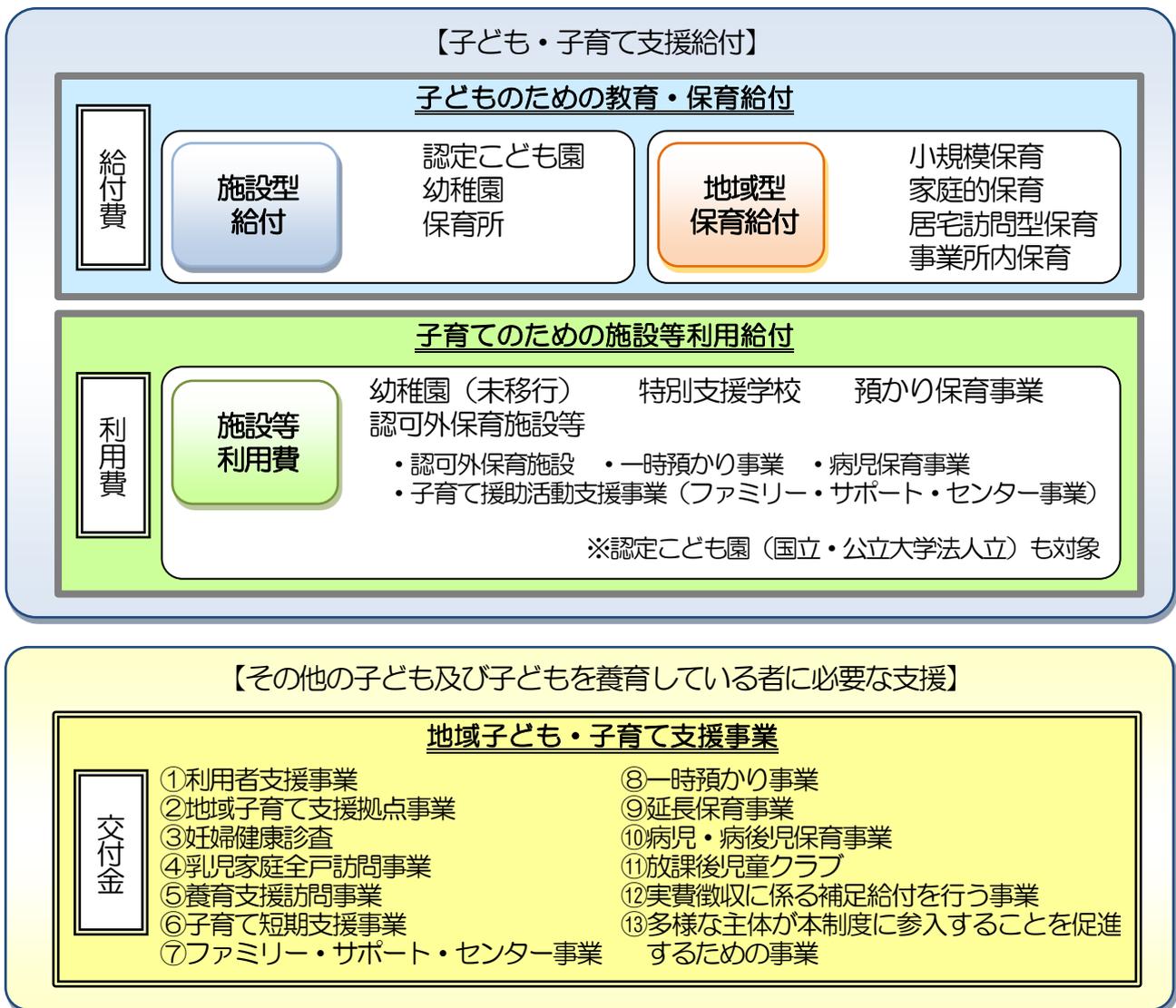
- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
  - ・ 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
  - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
  - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
  - ・ 教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施

## 1. 新制度の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

子ども・子育て支援新制度は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つから構成されていましたが、令和元年10月より施行された幼児教育・保育の無償化により「子育てのための施設等利用給付」が新設となりました。

これによって、これまで「子ども・子育て支援給付」の対象外であった幼稚園（未移行）、特別支援学校（幼稚部）、預かり保育、認可外保育施設等の利用費が、「施設等利用給付」の認定を新たに受けることで無償化の対象となりました。



(1) 子どもの認定区分について

認定区分は、従来の教育・保育給付の認定に、施設等利用給付の認定が加わり、区分によって利用できるサービス・事業が異なっています。

教育・保育給付の認定は、保育の必要量のほか、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情を勘案して行います。

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業等は以下のようになります。

【教育・保育給付の認定区分】

保育園、認定こども園、新制度に移行した私立幼稚園等を利用するために必要な認定です。

区分	対象者	保育の必要量/対象事業
1号認定	満3～5歳児が、幼稚園等での幼児教育を利用するために必要な認定（保育の必要性なし）	教育標準時間/ 幼稚園、認定こども園（教育利用）
2号認定	満3～5歳児が、保育を利用するために必要な認定（保育を必要とする子ども）	保育短時間・保育標準時間/ 保育園、認定こども園（保育利用）
3号認定	満3歳を除く0～2歳児が、保育を利用するために必要な認定（保育を必要とする子ども）	保育短時間・保育標準時間/ 保育園、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業等

【施設等利用給付の認定区分】

私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化の給付を受けるために必要な認定です。

区分	対象者	対象事業
新1号認定	満3～5歳児が、私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）の保育料のみ無償化給付を受けるために必要な認定（保育の必要性なし）	私立幼稚園 特別支援学校等
新2号認定	保育の必要とする理由に該当する3～5歳児が、私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化給付を受けるために必要な認定	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳児：新3号、年少児：新2号）、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで：新3号、3歳児から：新2号）
新3号認定	町住民税非課税世帯のうち、保育を必要とする理由に該当する0～2歳児が、私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化給付を受けるために必要な認定	

(2) 子ども・子育て支援のための給付とその他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子ども・子育て支援のための給付は、「教育・保育給付」と「施設等利用給付」の2つになります。

「教育・保育給付」は、施設型給付費、地域型保育給付費、児童手当等交付金の3つで、幼稚園等での幼児教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。「施設等利用給付」は、「教育・保育給付」の対象外である幼稚園（未移行）や認可外保育所、預かり保育等を利用した場合に給付対象となります。

このほか、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援として、「地域子ども・子育て支援事業」があり、幼稚園（未移行）における低所得世帯等の子どもの副食費に対する助成が新たに実費徴収に係る補足給付を行う事業に加わりました。

区 分		対象事業	
子ども・子育て支援給付	教育・保育給付	施設型給付費	認定こども園、幼稚園、認可保育所等の教育・保育施設となります。
		地域型保育給付費	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業となります。 (定員19人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし給付の対象としています。)
		児童手当等交付金	中学校卒業まで(15歳になって最初の3月31日まで)の児童を養育している親等に支給されます。
	施設等利用給付	施設等利用費	認定こども園(国立・公立大学法人立)、幼稚園(未移行)、特別支援学校、一時預かり保育、認可外保育施設等(認可外保育施設、預かり保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター)、認定こども園(国立・公立大学法人立)となります。 ※認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすことが必要です(基準を満たしていない施設は、基準を満たすための5年間の猶予期間あり)。
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	子育て支援事業	地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業、地域子ども支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦検診、実費徴収に係る補足給付を行う事業(未移行幼稚園における低所得世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成)、多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督などの法に基づく事務の執行や権限の行使について、宮城県と連携した対応を行う等、円滑な実施の確保に向けた取り組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いを適宜行い、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督などについては、宮城県に対し、施設などの所在、運営状況、監査状況などの情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導などの協力を要請することができることを踏まえ、宮城県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

## 2. 教育・保育施設の充実

### (1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況等を勘案して、全町を一地区として教育・保育提供区域に設定しています。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化等、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

### (2) 子ども数の将来推計

住民基本台帳を基に、コーホート変化率法を用いて、就学前児童及び小学生児童の各歳別の将来推計人口を行いました。

本町における0歳～11歳の人口は減少傾向で推移し、令和6年度には2,817人になると見込まれます。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	203	200	197	194	189
1歳	222	219	217	213	209
2歳	230	227	224	222	218
3歳	212	235	233	229	227
4歳	249	217	240	238	234
5歳	248	249	217	240	238
6歳	252	251	252	219	243
7歳	239	259	257	258	224
8歳	284	241	260	259	260
9歳	266	288	245	265	262
10歳	290	267	289	245	265
11歳	299	293	270	291	248
合計	2,994	2,946	2,901	2,873	2,817

## (3) 計画期間における量の見込みと確保の内容

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「幼稚園等での幼児教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」と「確保の内容（提供体制）」は以下の通りです。

## ①教育事業：1号認定（3～5歳児）

満3歳以上の保育の必要性がない就学前の児童を幼稚園、幼保園及び認定こども園で受け入れを行う事業です。令和元年度に町外の私立幼稚園が新制度へ移行し、受け入れが開始されています。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	363	364	365	366	367
1号認定	24	24	24	24	24
2号認定（幼稚園希望者）	10	10	10	10	10
1号認定こども園	2	2	2	2	2
確認を受けない幼稚園	327	328	329	330	331
②確保の内容	363	364	365	366	367
1号認定	24	24	24	24	24
2号認定（幼稚園希望者）	10	10	10	10	10
1号認定こども園	2	2	2	2	2
確認を受けない幼稚園	327	328	329	330	331
②-①	0	0	0	0	0

※確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けない私立幼稚園

## ②保育事業：2号認定（3～5歳児）

満3歳以上の保育の必要性がある就学前児童を、保護者が就労や病気等のために家庭で保育ができない保護者に代わって、保育所（園）等で保育をします。

令和3年度には60人規模の保育所を1か所新設することで定員数を拡大し、待機児童の解消を図ります。令和6年度には定員を超える見込みとなっていますが、実際の利用状況を確認し、施設拡充等の必要性を検討していきます。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	366	377	387	398	408
②確保の内容	365	402	402	402	402
②-①	▲1	25	15	4	▲6

③保育事業：3号認定（0歳児、1～2歳児）

満3歳未満児を対象に、保育所（園）や小規模保育事業、家庭的保育事業等で保育を行う事業です。

地域型保育施設を平成30年4月に2施設、平成31年4月に1施設開設し、定員数の拡大を図りましたが、平成31年4月現在の待機児童数（入所保留児童を含む）は、0歳児が12人、1歳児が5人、2歳児が4人と、待機児童0人には至りませんでした。

令和3年度には60人規模の保育所を1か所新設し、さらなる定員数拡大を図ります。それでも0歳児については定員を超える見込みとなっていますが、実際の利用状況を確認し、施設拡充等の必要性を検討していきます。

(人)

0歳児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	73	76	79	82	85
②確保の内容	69	72	72	72	72
3号認定	51	54	54	54	54
小規模保育事業	12	12	12	12	12
家庭的保育事業	3	3	3	3	3
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	3	3	3	3	3
②-①	▲4	▲4	▲7	▲10	▲13

1～2歳児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	249	253	255	258	261
②確保の内容	252	272	272	272	272
3号認定	174	194	194	194	194
小規模保育事業	64	64	64	64	64
家庭的保育事業	7	7	7	7	7
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	7	7	7	7	7
②-①	3	19	17	14	11

※小規模保育事業：満3歳児未満児を対象とした定員19人以下の比較的小規模な環境で保育を行う

家庭的保育事業：家庭的保育者の居宅等で家庭的な雰囲気のもと、少人数（家庭的保育者1人につき3人）を対象に保育を行う

居宅訪問型保育：障がい・疾患等で個別ケアが必要な場合や地域で施設がなく保育維持が必要な場合等、保護者の自宅で1対1の保育を行う（ベビーシッター）

事業所内保育：企業内または事業所の近辺に用意された従業員向けの保育施設で、町の定める基準を満たした施設

### ■3号認定（0～2歳児童）の保育利用率の目標値

計画期間における「保育利用率」（満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定の子どもの利用定員数（確保の内容（提供体制））の割合）の目標値は以下の通りです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳児童の推計人口	655人	646人	638人	629人	616人
確保の内容（提供体制）	321人	344人	344人	344人	344人
保育利用率	49.0%	53.3%	53.9%	54.7%	55.8%

#### （4）幼稚園等での幼児教育・保育の一体的提供と提供する体制の確保

##### ①認定こども園の普及について

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等に関わらず柔軟に利用できる地域の子育て支援施設で、近年の共働き家庭の増加のより就業率が向上するなか、今後さらにニーズが高まることが考えられます。

今回の調査結果では、保育所利用を希望している保護者が多くみられ、また、保育を必要とする2号認定を受けた方の中にも、幼稚園での教育を望む保護者も少なくなく、認定こども園等の質の高い幼児教育・保育を望んでいるといえます。

しかし、既存施設において認定こども園に移行することができる条件や環境が整っていない施設が多く、設置に向け十分な検討が必要です。本町においては待機児童が少なからずいることから、まず保育所（園）の設置を優先し、認定こども園の設置については新設、既存施設からの移行も含め継続して検討を行います。

##### ②質の高い幼稚園等での幼児教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期で、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要となります。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

現在、町内の児童福祉施設に勤務する職員が保育内容の充実のために、県主催等の研修会へ参加するほか、自主研修会を開催しています。自主研修会は保育業務に限らず、主任保育士・主任児童厚生員の業務に関する会議の開催や給食業務、障がい児保育等の研修を行っています。引き続き、子どもの置かれている状況や実情に即した研修会を行い、より一層保育の質の向上に努めます。

地域の子育て支援等については、児童福祉施設職員等で課題を洗い出し、目指すべき方向性や目標を検討し、質の高い子育て支援を円滑に提供することができるよう積極的に取り組みます。

また、巨理町子ども未来ネットワーク協議会では、子育て環境や健康問題、子ども虐待防止等の支援体制の整備や関係機関との連絡調整を行っていますが、今後も協議会の活用を図りながら、一人ひとりの子どもの育ちをともに考え、地域全体で推進していくことができるよう努めていきます。

さらに、教育・保育内容や方法、環境の改善等について助言を行う、幼児教育の専門的な知見や豊富な経験を有する幼児教育アドバイザーや保育を希望する保護者の相談を受け、希望にあった保育サービスの情報提供等を行う保育コンシェルジュ（利用者支援相談員）の配置を含め、保護者への寄り添う支援を促進し、幼児教育・保育の質の向上を目指します。

### ③幼稚園等での幼児教育・保育と小学校教育（義務教育）との

#### 円滑な接続（保幼小連携）の取り組みの推進

幼稚園・保育所等において遊びを中心に活動する幼児期の生活と、学校での集団生活のなかで教科学習を中心に活動する学校教育との円滑な接続を図るためには、保育所、幼稚園、小学校の連携が必要不可欠であり、子どもにとって安心して無理のない学校での生活や学習が進められるよう推進する必要があります。

現在、地域の保育所（園）・幼稚園・小学校との連絡会や子ども一人ひとりの姿や発達状況等、子どもの育ちをまとめた保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録が小学校教育につなぐ大事な役割を果たしています。

また、就学に際して小学校を訪問する等、子どもが小学校生活に対する見通しを持てるよう支援を行っています。

引き続き、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、就学に向けて保育所（園）・幼稚園と小学校の児童との交流や職員同士の交流、情報共有や相互理解等の積極的な連携に取り組みます。

#### ④異年齢の子ども同士との交流や世代間の交流の取り組みの推進

少子高齢化や核家族化の進行により、近隣の子ども同士や家庭の中での兄弟同士で遊ぶ機会や高齢者等とふれあう機会は少なくなっています。

子どもたちが遊びやふれあいの場を通じ、年下・年上の人と関わることで生活習慣や協調性、思いやりや感謝の心等、社会生活に必要な力を自然に身に付けることができます。

子どもたちが楽しく学び、社会性・共感力・忍耐力・コミュニケーション能力を育み、子どもたちが健やかに成長することができるよう、異年齢や世代間交流の場の整備が必要です。

散歩等の機会に地域の人とあいさつを交わしたり、行事等で交流したりすることで人への関心を深め、人は周囲の人と関わり、支えあいながら生きていくことに気付くことができるよう、今後も取り組みます。

#### ⑤産休・育休後や特別な支援が必要な子どもへの

教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

特に、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業期間満了時（原則として、児童が1歳に到達した時）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、質の高い保育を利用できるよう環境整備を進めていきます。

また、障がい児や、外国人の幼児、海外から帰国した幼児等外国につながる幼児等、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係部署との連携による状況把握・調整を図り、提供体制を確保し、それぞれの事情に配慮した支援に努めます。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業

#### (1) 計画期間における量の見込みと確保の内容

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び「確保の内容」は以下の通りです。

なお、地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携をとりつつ実施していきます。

#### ①利用者支援事業

子育て世代包括支援センターにて妊娠期から子育て期にわたり、子どもまたはその保護者が身近な場所で、多様な教育・保育・保健等の子育て支援事業等が円滑に利用できるよう情報提供及び相談・助言を行います。

令和2年度より、基本型と併設ではありますが、母子保健型を1か所整備し、量の見込みを確保できる予定です。

(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保の内容②	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

#### ②延長保育事業

通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）や認定こども園等において保育を実施する事業です。

令和元年4月現在、各保育所（園）において実施していますが、今後も引き続き実施します。

利用者は年々増加しており、平成30年度の実績値は136人で、無償化制度が始まったことにより、今後も利用希望者の増加を見込んでいます。令和2年度には新制度へ移行する幼稚園が1か所整備され、令和3年度には保育所が1か所新設されることで、見込み量を確保できる予定です。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	151	162	173	184	195
確保の内容②	151	162	173	184	195
②-①	0	0	0	0	0

## ③放課後児童健全育成事業

保護者が就労や病人の看護等により昼間家庭にいない小学生（1～6年生）児童の心身の健全な育成を図るため、学童保育室において子どもたちで過ごし、「放課後児童指導員」が家庭的な雰囲気の中で子どもたちの保育に当たる事業です。

待機児童解消に向け、令和4年度には、巨理地区に1か所30人定員の児童クラブを新設、逢隈地区については児童館事業の見直しにより30人の定員拡大を図ることで、放課後の児童受け入れ体制強化を行います。見込み量を確保できる予定となっています。

また、町内の全放課後児童クラブにおいて行っている延長保育（午後6時から午後7時まで。土曜日は除く）は、今後も継続して行っています。

(人日)

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	351	351	351	351	351
1年生	139	139	139	139	139
2年生	120	120	120	120	120
3年生	92	92	92	92	92
確保の内容②	340	340	360	360	360
②-①	▲11	▲11	9	9	9

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	71	78	85	93	100
4年生	35	38	42	46	49
5年生	32	36	39	42	46
6年生	4	4	4	5	5
確保の内容②	62	62	102	102	102
②-①	▲9	▲16	17	9	2

## ④地域子育て支援拠点事業

子育て親子が身近な場所で気軽に集まり、親子同士の交流や、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントを実施する事業です。

量の見込みは確保できる予定です。地域子育て支援拠点事業では、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の緩和や、子どもの健やかな育ちを支援できるよう、研鑽に努め質の向上を目指していきます。

(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	10,090	10,080	10,070	10,060	10,050
確保の内容②	10,090	10,080	10,070	10,060	10,050
②-①	0	0	0	0	0

⑤一時預かり（幼稚園における在園児対象型）

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する児童に向けて実施される預かり保育事業です。無償化制度が開始されたことで増加する見込みとなっていますが、幼稚園が新制度へ移行することで量の見込みは確保できる予定です。

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,103	1,106	1,109	1,113	1,115
1号認定	55	55	55	56	56
2号認定	1,048	1,051	1,054	1,057	1,059
確保の内容②	1,103	1,106	1,109	1,113	1,115
1号認定	55	55	55	56	56
2号認定	1,048	1,051	1,054	1,057	1,059
②-①	0	0	0	0	0

⑥一時預かり（幼稚園における在園児型以外）

幼稚園の在園児以外に実施される預かり保育で、保育所（園）やファミリー・サポート・センター等における預かり保育事業です。

引き続き、一時的に子どもを預かることができるよう実施します。保育所の増設に伴い、利用者数が減少する可能性が高いことから、体制等を随時見直ししていきます。

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	768	693	618	543	468
幼稚園以外	472	383	293	204	114
ファミリー・サポート・センター(病児・病後児以外)	296	310	325	339	354
確保の内容②	800	700	620	650	600
幼稚園以外	500	400	300	300	200
ファミリー・サポート・センター(病児・病後児以外)	300	300	320	350	400
②-①	32	7	2	107	132

## ⑦病児・病後児保育

病児・病後児について、保育所（園）や病院等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業です。

現在、町内1か所で開催しており、令和2年度からは山元町の居住者も広域利用者として受け入れますが、量の見込みは確保できる予定です。

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	192	208	224	240	256
確保の内容②	192	208	224	240	256
②-①	0	0	0	0	0

## ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター：就学児童）

乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方が相互に助けあう活動です。

令和6年度までの見込み量を確保できるよう、ファミリー・サポート・センター事業の協力会員と利用会員の増加に努めます。

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	64	76	88	100	112
低学年	26	31	36	41	46
高学年	38	45	52	59	66
確保の内容②	64	76	88	100	112
低学年	26	31	36	41	46
高学年	38	45	52	59	66
②-①	0	0	0	0	0

## ⑨妊婦一般健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みについては、各年度とも確保できる予定です。

(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	2,163	2,096	2,030	1,964	1,898
確保の内容②	2,163	2,096	2,030	1,964	1,898
②-①	0	0	0	0	0

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みについては、各年度とも確保できる予定です。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	203	200	197	194	189
確保の内容②	203	200	197	194	189
②-①	0	0	0	0	0

⑪養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業と、要保護児童対策部会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

量の見込みについては、各年度とも確保できる予定です。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	15	15	15	15	15
確保の内容②	15	15	15	15	15
②-①	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

また、幼児教育・保育の無償化制度の開始により、低所得世帯や第3子以降の副食費（食材費・給食費）に対しても助成対象となりました。

本町においては、副食費に対する助成のみ実施しておりますが、これ以外の実費徴収の費用等の助成については、今後も引き続き検討していきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。第1期計画からの新設事業であり、新規参入に関する動きはなく、取組事項はありません。

## 4. 仕事と家庭生活の両立のための環境整備

個人のライフスタイルにあわせた多様な働き方を自由に選べ、個性と能力を十分に発揮し、仕事と家庭生活の調和を実現するため、県や企業、労働者や子育て支援等の関連団体、宮城労働局等と密接に連携をとり、町の実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民等へ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進する必要があります。

今回の調査結果では、保護者の育児休業の未取得理由として、母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が33.3%、父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」（34.7%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（31.6%）がいずれも3割程度あげられており、今後も企業等へ育児休業取得の推進や労働環境の改善・整備の働きかけの強化が必要です。

男性の家事参加促進については、男性の育児休業の取得を推進していく等、男性を含めた働き方の見直しを進めていきます。

また、産休・育休後の同じ職場への復職のための啓発や仕事と生活の調和の実現に取り組む企業に対する「認定制度・認定マーク（くるみん）」「特例認定制度・特例認定マーク（プラチナくるみん）」の活用、女性の活躍推進に取り組む企業に対する「えるぼしマーク」の活用など、企業に対する啓発を積極的に行うとともに、保育サービス等の子育て支援サービスを充実させ、仕事と生活の両立のための体制整備を進めていきます。

さらに、「男女がともに責任を持つ」という男女共同参画社会をより一層推進するため、男女共同参画基本計画に基づき、意識啓発と高揚、女性団体の資質向上、女性の登用状況の把握を進める等、地域社会における活動や家庭生活において男女がともにバランスよく参画し、互いの考え方や意見が反映されるよう、推進します。

取り組み	取り組みの内容	担当課
男性の育児休業取得の推進	男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、地域や職場の雇用環境の改善・向上に向け事業所訪問や広報にて、普及活動に努めます。	商工観光課
男性の家事・育児・介護等参加促進のための啓発	男女共同の家庭づくりを進めるため、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加するよう広報等による啓発に努めます。	企画財政課 商工観光課
保育サービスに係る情報提供	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、ホームページや広報、『わたりっこのいきいきマップ』を活用して、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	子ども未来課
労働時間の短縮	女性と男性の労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動にともに参加することができるように、事業所に対して労働時間短縮への啓発に努めます。また、ノー残業デーの推進を図ります。	商工観光課

取り組み	取り組みの内容	担当課
再雇用制度の普及	若年層に魅力ある就業の場の提供や、就業機会の拡充に努めるため、事業所、国、県、関係機関との連携を図り、啓発活動や情報提供を積極的に推進していきます。	商工観光課
男女共同参画基本計画の推進	男女共同参画基本計画に基づき、計画的な事業の実施を推進します。	企画財政課
男女平等意識の啓発	男女平等意識の啓発を行います。	企画財政課

■ 数値目標

項目	現状値 平成 30 年度	目標値 令和 6 年度
啓発活動した企業・事業所数	15 社	15 社
ニーズ調査：父親の育児休業取得率（取得した人の割合）【就学前児童】	6.1%	割合の増加
ニーズ調査：情報の入手先「町の窓口」「子育て支援センター」「町の広報やパンフレット」「町のホームページやフェイスブック」「子育て支援情報メール」「わたりっ子いきいきマップ」等の割合	就学前 77.3% 小学生 68.1%	就学前 割合の増加 小学生 割合の増加
男女共同参画フォーラムの来場者数 ※平成30年度来場者数 420 人は過去最高数値だったため指標とするのは難しい。(例年 200 人)	420 人	300 人

「認定制度・認定マーク（くるみん）」



「特例認定制度・特例認定マーク  
（プラチナくるみん）」



「えるぼしマーク」



## 基本目標2：子どもと母親の健康の確保及び増進

子どもが健やかに育つことは誰もが願うことで、子育ての基盤となる家族の健康は、充実した子育てにとって欠かせない条件であると言えます。

母子保健法では、母親は「すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。」と明記されており、乳幼児についても「乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。」とされています。

子ども・子育て支援事業計画の実施に当たっては、①母子保健におけるライフステージの各期間を通じて健康な体づくりができるようになること、②親が体のメカニズムを知り、わが子の発達発育を経年的に理解できる力をつけること、③親が安心して子育てができるようになることを目的に、関係機関と連携した母子保健関連施策の推進が必須です。特定妊婦及び精神的に不安定な妊婦が増加傾向にもあることから、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

安心して妊娠・出産・育児ができ、子どもの健やかな成長を見守ることができるよう、子育て環境を整え、妊娠・出産・育児の各時期に応じた定期健診や疾病予防等、健康増進のための様々な母子保健事業を関係機関と連携を図りながら推進していきます。

### 1. 妊娠から出生まで

安全な妊娠・出産を迎えるために、妊婦自身が体の変化と胎児の成長について理解し、望ましい食・生活習慣を送ることができるよう支援します。

出生体重 2,500g 未満の低出生体重児は、神経学的・身体的合併症のほか、成人後の生活習慣病を発症しやすいという報告もあります。妊娠中の母親がやせ（BMI 18.5 未満）である場合、胎児への栄養が届きにくく、低出生体重児出生の要因の1つと考えられています。また、妊娠前の母親が肥満（BMI 25 以上）であった場合は、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病発症のリスクを高めます。子どもの頃から適正体重（BMI 18.5 以上 25 未満）を保つよう支援し、低出生体重児の出生率の低下及び生活習慣病発症予防を目指します。

また、妊婦（授乳婦）の喫煙や飲酒、受動喫煙による、胎児や子どもに与える悪影響を伝え、子どもの受動喫煙等を防ぐ行動がとれるよう支援するとともに、妊婦の歯科保健意識の向上は、生まれてくる子どもの歯科保健の向上にも影響するため、妊婦歯科健康診査受診の勧奨を行い、望ましい歯科保健行動が日常的に生活習慣として実践できるよう支援します。

取り組み	取り組みの内容	担当課
【新規】 子育て世代包括支援センターの設置運営	妊娠・出産・子育てに関する相談に随時応じることができるよう努めます。また、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行います。	健康推進課 子ども未来課
特定不妊治療費助成事業	不妊治療を受ける夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図るため費用の一部を助成します。	健康推進課
母子健康手帳発行	母子健康手帳発行時の相談・保健指導、栄養指導を充実し、妊婦が安全な出産を迎えることができるよう努めます。	健康推進課
妊婦訪問指導・集団指導	妊娠前にやせや肥満だった妊婦や、ハイリスクの妊婦に対して、集団指導や訪問等を行います。	健康推進課
妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査の普及・徹底を図ります。また、妊婦一般健康診査の助成を行います。	健康推進課
妊婦歯科健康診査	妊娠期はホルモンの影響でむし歯になりやすく、口腔衛生が保ちにくい時期です。妊娠前から歯及び口腔内の健康を守ることを目的に、妊婦歯科健康診査を実施します。	健康推進課
新生児・産婦訪問指導	新生児及び産婦の家庭を保健師等が訪問し、保健指導や相談を行い、母親の不安解消や新生児の健やかな成長を支援します。	健康推進課
未熟児訪問指導	平成 25 年度より、保健所から権限移譲された未熟児訪問を実施しています。必要時、産科医療機関と連携をしながら、個別的な支援を行います。	健康推進課
【新規】 産後ケア事業	出産・退院後から一定期間、家族等から十分な援助が受けられない産婦・乳児に対し母子とその家庭が健やかな育児ができるよう、委託医療機関における身体・心理・社会面の支援体制を整備し、支援します。	健康推進課
【新規】 産後健診助成	産後うつや産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期に健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）を行い、産後の初期段階における母子に対して支援します。	健康推進課
【新規】 子育て支援アプリの導入	妊婦健診や予防接種、乳幼児健診等のスケジュール管理や、母子健康手帳機能による成長の記録の管理、プッシュ通知による子育て支援情報を配信することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に繋ぎ、より子育てしやすい環境づくりを目指します。	健康推進課 子ども未来課

■ 数値目標

項目	現状値 平成 30 年度	目標値 令和 6 年度
母子健康手帳の早期（11 週以内）発行割合	87.7%	割合の増加
母子健康手帳発行時の妊娠前 BMI 値の肥満割合、やせ割合（BMI25 以上、BMI18.4 以下）	肥満 16.4% やせ 12.3%	割合の減少 割合の減少
妊娠時の喫煙率の減少（母子手帳発行時）	2.7%	0%
妊娠時の飲酒率の減少（母子手帳発行時）	0%	0%
歯科健康診査の受診率	32.8%	受診率増加
全出生中の低出生体重児の割合	10.7%	割合の減少

## 2. 出生から乳幼児期、学童期

子どもの肥満は、将来の肥満や生活習慣病に結びつきやすく、国の指標となっている小学5年生の肥満児割合は、男子女子ともに全国や県より高い状況です。今後引き続き、保健指導が必要な学童に対しては、学校関係者（養護教諭）と連携しながら、個別的に保健・栄養指導を実施し、肥満傾向児の減少に努めます。

また、乳幼児期のむし歯の発症は、生活習慣・環境によって大きく左右されることから、規則的な生活や間食のとり方、歯みがきの仕方やフッ素の利用等の重要性の普及啓発に努めるとともに、ハイリスクの子どもについては個別指導やその後の経過を確認・支援します。

今回の調査結果では、お子さんを育てている際の気持ちについて、「イラ立つことがある」（未就学児童：52.4%、小学生児童 38.8%）が3位に、「不安や悩みを感じる」（未就学児童：小学生児童：42.4%、37.3%）が4位にあげられており、不安や悩みを持つ保護者は少なくない状況です。育児についての不安や悩みを持つ保護者が地域から孤立することなく、支援を受けることができるよう、関係機関と連携するとともに、乳幼児相談や保健師・栄養士による個別指導等の充実に加え、乳幼児健康診査に心理士を配置し相談・支援体制を強化します。

取り組み	取り組みの内容	担当課
乳幼児健康診査・相談	3・4か月児健康診査、6・7か月児相談、12か月児相談、1歳8か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査を実施します。親自身がわが子の発育発達を経年的に理解し、より良い環境をつくっていくことができるよう、適切な資料等を用いて親とともに学習を深めるとともに、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図ります。また、家庭での食を通じた健康づくりを支援します。子どもの成長発達の確認や親の子育ての不安を軽減するために、心理士を配置し適切な育児ができるよう支援します。	健康推進課
乳児一般健康診査	乳児一般健康診査（2か月児及び8～9か月児）の普及・徹底を図ります。	健康推進課
乳幼児相談	保健師と栄養士、保育士等が協力して相談を実施します。	健康推進課
乳幼児訪問指導	発育・発達についてフォローが必要な乳幼児に対して、個別に指導を行います。	健康推進課
栄養相談・栄養指導・離乳食教室	乳幼児健康診査や乳幼児相談、離乳食教室において、栄養士が食事を通じた健康づくりを支援します。	健康推進課
乳幼児の歯科健康診査等	歯科健康診査及び歯科衛生士の指導を実施します。6・7か月児相談に加え、平成27年度からは12か月児相談においても歯科衛生士の集団指導を実施します。2歳6か月児歯科健康診査では、フッ化物歯面塗布を実施します。また、町内の希望する保育施設・幼稚園において、4・5歳児を対象にフッ化物洗口を実施します。	健康推進課

## ■数値目標

項目	現状値 平成30年度	目標値 令和6年度
3・4か月児健康診査の受診率	98.0%	100%
1歳8か月児健康診査の受診率	100.0%	100%
1歳8か月児の適正体重児（カウプ指数）の割合	65.6%	割合の増加
1歳8か月児のむし歯有病者率	1.0%	0%
3歳6か月児健康診査の受診率	99.2%	100%
3歳6か月児のむし歯有病者率	17.6%	割合の減少
3歳6か月児の適正体重児（カウプ指数）の割合	66.5%	割合の増加
小学5年生の肥満児の割合	18.9%	割合の減少
小学5年生のむし歯有病者率	22.7%	割合の減少

### 3. 子どもの感染症予防及び医療の充実

今回の調査結果では、未就学児・小学生児童ともに「子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減」と「妊娠期から乳幼児期における健康診査・相談の充実」で施策の評価が高くなっており、今後力を入れるべき施策としても「子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減」が全体平均点よりやや高く、医療に関する施策への期待が高いことがうかがえます。

感染症の発症及びまん延防止のため、予防接種を実施しています。予防接種の受け忘れがみられることから、個別に通知するとともに、予防接種のスケジュール管理ができるよう子育て支援アプリを導入し、更なる接種率の向上に努めます。

予防効果の高い標準的な接種期間に予防接種を受け、健康を保つことができるよう、今後も接種率向上を目指して、接種勧奨に努めていきます。

また、安心して子育てができるような環境整備の一環として、小児医療体制の整備や子ども医療費助成制度を行っています。医療費助成制度については、入院・通院費の助成範囲が平成30年4月より高校3年生まで拡大し、経済的軽減を図りました。今後も、県や近隣市町村、病院、消防署等の関係機関と連携し、救急体制も含めた小児医療体制の整備を図るとともに、様々な媒体を活用しながら、小児医療情報提供の充実に努めます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
予防接種の実施	予防接種法で定められた各予防接種の実施と啓発を行うことにより疾病の発生のまん延を予防し、子どもたちの健康の保持増進を図ります。	健康推進課
小児医療の充実	小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、県、近隣の市町村及び救急指定の病院、消防署等の関係機関との連携により、救急体制の強化に努めます。また、各家庭に対しても「かかりつけ医」を持つよう普及促進を図るほか、インターネット等を活用して休日・夜間の救急医療の周知を図ります。 子ども医療費助成制度については、現在、入院、通院費は平成30年4月から高校3年生まで拡大しており、今後も小児医療の充実に努めます。	健康推進課 子ども未来課

#### ■数値目標

項目	現状値	目標値
	平成30年度	令和6年度
麻疹風疹接種率	95.1%	100%
二一調査：子育て支援の施策への評価「子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減」で評価している人の割合（評価するとどちらかといえば評価するの割合）	就学前 82.1% 小学生 70.3%	就学前 割合の増加 小学生 割合の増加

## 基本目標3：子どもの心身の健やかな成長を支える

少子化・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等からの子育てに対する助言・支援や協力を得ることの困難さや、少子化の進行により子どもや兄弟姉妹数が減少することで、子どもの健やかな育ちにとって必要な同年齢や異年齢の幼児との交流機会の減少等、子どもの心身の成長を育む環境の整備が必要となっています。

また、子どもは幼児期から学童期、学童期から思春期と身体面・精神面ともに大きく変化していき、この時期に受ける影響は人格形成の基盤づくりに大きく関わってきます。各発達段階に応じた学びが必要で、さらに、多様化するニーズに添った子ども・子育て事業を、分野ごとの支援ではなく、関係機関と連携しながら横断的かつ総合的に推進していくことが重要です。

今回の調査結果では、利用している地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援センターわたり（中央児童センター内）や児童館」が12.0%、「その他亘理町で実施している類似の事業」が3.2%と利用は少なく、「利用していない」が8割以上となっております。利用者が少ない要因として、保育所等の施設を利用する児童が増加し、家庭で保育される児童が減少したことが考えられますが、引き続き、地域子育て支援拠点事業の周知・利用の促進が必要です。

支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、家庭における教育力（子育て力）の強化に向けた支援の充実を図ることを目指し、子どもの心と体の健全育成支援を総合的に推進していきます。

### 1. 地域における子育て支援サービス（未就学児童）

子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなってきています。

地域における子育て支援サービスについては、いつでも気軽に利用でき、安心して子育てができるよう、情報発信し、多くの住民に周知していくとともに、行事やレクリエーション等の様々な社会資源を活用した連携を通じて子どもの育成支援を推進し、地域全体で子どもや子育て家庭を支援する体制づくりを目指します。

また、支援が必要な家庭を把握した場合は、必要な子育て支援サービスが円滑に利用できるよう、母子保健、児童福祉、幼児期の教育・保育等の各分野間で連携を図り、きめ細やかな支援を行います。

さらに、子ども虐待の未然防止や早期発見に向け、地域で子育て家族を応援できるよう地域力を高め、地域住民主体で支援できる環境の整備に努めます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
地域子育て支援センター事業	子育て講座や親子のつどい等の子育て支援事業を実施するとともに、育児不安を抱えている保護者からの相談を行います。子育て支援センターの認知を高め、初めて利用する方が気軽に来られるよう、周知方法等を検討するとともに、託児付き講座等利用しやすい工夫を引き続き行います。 また、施設や事業内容等、ニーズにあった子育て支援事業の充実を図るとともに、質を高めることで、利用者の満足度が向上し、将来的な利用者増加につなげる取り組みを実施します。	子ども未来課
保育所・児童館等における子育て支援事業	地域の親子や保育所の子どもたちと行事やレクリエーションを通して、高齢者等の世代間交流や異年齢児による交流を図ります。	子ども未来課
保育所園庭・体験保育	保育所の園庭を開放し、保育所の子どもたちと地域の子どもたちがふれあいながら遊び、交流を図ります。より利用しやすくするために、利用の目的や利用方法、周知について検討します。	子ども未来課
子育て支援情報の提供	子育てに関する情報をとりまとめ、情報提供するため、わたりっ子のいきいきマップ等の作成を行います。 また、ホームページや広報、メール、子育て支援アプリによる子育て支援情報を積極的に提供します。	生涯学習課 子ども未来課 健康推進課
子育てサークルの支援	子育ての各種サークルの活動を支援するため、場所や遊びの提供、また必要に応じて子育ての相談等を行います。	子ども未来課
乳幼児期の食育の推進	保育所の食事・行事・日常の保育や啓発活動等を通して、乳幼児からの家庭における良い食習慣の定着を促し、心身の健全育成に努めます。	子ども未来課
児童家庭相談の充実	家庭における児童の適切な養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、児童家庭相談員を配置し、家庭児童の福祉に関して専門的な相談を行います。	子ども未来課
民生委員児童委員の活動充実	児童福祉部会を中心に、子育てに関する講演会や児童福祉施設の見学研修等により、地域における児童の健全育成に関わる委員の資質の向上を図り、また、地域の子育て支援事業へ協力していきます。	福祉課

## ■ 数値目標

項目	現状値 平成 30 年度	目標値 令和 6 年度
地域子育て支援センターの年間利用者数（組・人）	10,110 人	10,050 人
保育所・児童館の子育て講座及び親子のつどい等の開催回数	各施設 年 4 回以上	各施設 年 4 回以上
保育所・児童館の園庭開放の実施施設数	12 施設	13 施設
子育て支援情報メールの登録件数	1,160 件 (H31.3 月末)	1,200 件 (R7.3 月末)
保育所における栄養教育、離乳食教室（もぐもぐ広場）の実施回数	教育 68 回 教室 6 回	教育 68 回 教室 6 回
民生委員児童委員（児童福祉部会）研修会の開催回数	4 回	3 回

## 2. 児童の健全育成（小学校～18歳未満の児童）

子どもたちが各種スポーツ、文化、レクリエーション等を通して、心身の健やかな成長・発達及び自立が図られ、地域の一員として、主体的に社会参加できるよう、行政や関係団体、地域が連携し、健全育成のための環境づくりに引き続き取り組むとともに、地域活動への子どもの意見反映や参加の機会、地域の自然環境や経験豊かな人材の活用による多様な体験活動の機会を充実させていきます。

また、子どもたちの健全育成に取り組む団体や、スポーツを通じた育成活動への支援を引き続き行います。

町内には、令和元年度現在、放課後児童クラブは7か所あり、令和4年度に亘理地区に1か所を新設、逢隈児童クラブの定員数の拡大を予定しています。放課後子ども教室は令和元年度に荒浜小学校でも新たにスタートし5か所となり、安定的に継続していきます。

今後は、放課後児童クラブに登録している児童が放課後子ども教室への参加ができる一体型の実施を計画的に推進し、さらなる受け入れ強化を図ります。

取り組み	取り組みの内容	担当課
青少年育成推進協議会活動の推進	青少年の健全な育成を町民総ぐるみで推進することを目的に、青少年関係団体、関係機関をもって組織し、挨拶運動や声かけ運動等、様々な活動を推進していきます。	生涯学習課
健全育成対策の充実	子どもが心身ともに健全に成長できるよう、非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進します。	学務課 生涯学習課 総務課
児童対象の体験学習の開催	青少年が体験活動を通じて、健全な心身の発達を促すための事業を推進します。また、職業体験等の事業の充実を図ります。	学務課 生涯学習課
人権教育の実施	身近な友達や家族、障がいのある人、誰もが社会の大切な存在であることを学び、子どもの頃から他を思いやる心を育てることにより、人権感覚を身につけることをねらいとした人権教育を実施します。	生涯学習課
子ども会活動の支援	各地区の子ども会活動を支援します。また、こうした中からジュニア・リーダーの育成を行います。	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション教室の開催	児童・生徒のスポーツ活動を推進するため、各協会と連携を図り、様々なスポーツ・レクリエーションを取り入れながら、初心者から参加できるスポーツ教室や大会を開催します。	生涯学習課
スポーツ少年団の充実	スポーツ少年団の充実を図り、児童・生徒のスポーツ活動を支援します。	生涯学習課
児童の居場所づくり（自由来館）	小・中学生や高校生が自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所として、亘理町中央児童センターや各児童館をPRし利用の促進を図ります。	子ども未来課
放課後子ども教室の実施及び放課後子ども総合プランの体制づくり	小学生を対象とした「放課後子ども教室」の実施については、指導者の育成や教室の運営、放課後児童クラブとの一体的活動を計画的に推進していきます。*詳細は別表（70ページ）のとおり	生涯学習課 子ども未来課

## ■数値目標

項目	現状値 平成30年度	目標値 令和6年度
青少年育成推進協議会の総会・理事会の開催回数	2回	2回
あいさつ運動の実施校	全校実施	全校実施
町内合同巡回指導の実施回数	2回	2回
「子どもをみまもり隊」の隊員数	271人	隊員数の維持
社会人講師特別授業の参加校数【小学生】	1校	3校
キャリアセミナーの地域講師数【中学生】	37人	さらなる地域講師の発掘
人権教育体験の実施回数	11回	9回
ジュニア・リーダーの会員数	18人	会員数の増加
インリーダー研修会の実施回数または参加人数	1回 2人	1回 参加者の増加
フロアリズム運動教室【幼児】	11回	10回
小学生海洋性スポーツ体験学習の実施回数、 小学生水泳記録会の実施回数【小学5年生】	11回 1回	10回 1回
スポーツ少年団の団員数	418人	350人
スポーツ少年団交流大会の実施回数	6回	4回
児童センター・児童館の自由来館実施箇所数	2か所	2か所
放課後子ども教室の箇所数	4か所	5か所
放課後子ども教室の放課後児童クラブとの合同活動回数	1か所 1回	5か所 各1回

## 新・放課後子ども総合プランについて

次世代育成支援行動計画には、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を計画的に進めることとなっています。

### ■事業計画内容

1. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
  - ・地域にある様々な教育資源をより幅広く活用し、異年齢交流や多世代交流を一層進めます。
  - ・放課後児童クラブの児童もより参加しやすくできるように、保護者等に積極的に情報を提供したり周知活動を展開したりします。
2. 放課後子ども教室の2023年度までの実施計画
  - ・町内5校での実施を安定的に継続し、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を確立します。
  - ・放課後児童クラブに加え、学校、交流センター、まちづくり協議会、活動ボランティア等との連携をさらに緊密に図るコーディネーターを支援・育成します。
3. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策
  - ・共通プログラムの立案時に、放課後児童クラブ支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携し、各担当課職員等と実施日や活動内容、安全面の配慮や支援体制等を協議します。
  - ・活動への参加の様子や欠席または体調不良の情報等、互いに得た児童の情報を共有し、より安全・安心な居場所の提供に努めます。
4. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策
  - ・各学期や年度はじめ等、学校生活の区切りとなる時期を目安に使用できる余裕教室の活用について実施校と協議を行い、使用可能教室の情報を共有します。
5. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
  - ・各担当課職員が互いの放課後活動を合同で視察したり、より緊密な連携を図るための意見交換を実施したりする等、一体的な運用を拡充するための協議を行います。
6. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
  - ・特別支援教育に携わる専門家や有識者を講師に迎えた研修会を実施し、具体的な支援方法について学ぶ機会を設けます。
  - ・学校や家庭との連携を図り、児童の特徴にあわせた適切な対応を行います。

国の通知に基づき、本町で作成

### 3. 次代の親の育成と参画

子どもの数の減少により、自身の兄弟・姉妹の世話や近所の子どもと遊ぶことは減少し、幼児とふれあう機会は少なくなっています。

子どもの頃から、次代の親としての自覚と正しい知識をもち、家庭を築くことの大切さについてそれぞれ発達段階に応じた啓発機会を充実させていくことが重要です。

特に、10代の自死や不健康やせ等の思春期における保健対策が必要で、児童の問題行動の未然防止や自死の兆候の早期発見等のための連携強化や心のケアのための相談体制の充実を図ります。

子どもたちが命や家庭の大切さを考え、仕事や家庭で果たすべき社会的責任、男女共同参画の重要性等について自覚し、知識を深められるよう、幼稚園や保育所での交流事業や学校教育等、多くの機会をとらえた啓発事業の一層の推進に取り組みます。

また、未来のまちづくりの主役は、すべての子どもたちです。子どもたちも、まちづくりを担う市民のひとりとして、自覚と責任を持って主体的に参画して行くための仕組みづくりに取り組みます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
思春期保健相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題について、相談体制及び関係機関との連携の充実を図ります。	学務課 子ども未来課
思春期保健体験事業	思春期の中学生に対し、助産師等による妊娠・出産に関する「明日の親となる中学生を対象とした子育て理解講座」、幼稚園や保育所等での幼児とのふれあい体験を進めます。	生涯学習課 子ども未来課
関係機関の連携の推進	学童期・思春期における心とからだの問題について、関係機関と連携を図り、課題や取り組みについて検討していきます。	学務課 健康推進課
まちづくりに関する子どもの参画・協働促進	子どもが自分の「まち」に関心と愛着を持ち、積極的にまちづくりに参画できるよう、各年齢層に応じた機会づくりに向け、関係機関と検討します。	企画財政課

#### ■数値目標

項目	現状値 平成30年度	目標値 令和6年度
スクールカウンセラー定例会議の実施回数	0回	2回
子育て理解講座の実施回数及び参加延べ人数 【中学3年生】	18回 1,730人	18回 1,500人
10歳児（小学5年生）肥満児の割合	18.90%	割合の減少
保健主事・養護教諭の研修会実施回数	2回	2回
子どもたちが企画・立案に参画したまちづくり協議会主催のイベントの実施回数	0回	10回

## 4. 家庭や地域の教育力の向上

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤で、家庭教育は、すべての教育の原点ですが、地域のつながりの希薄化や親が身近な人から子育てを学び助けあう機会の減少による家庭環境の多様化や地域社会の変化により、子育ての場である家庭の教育力（子育て力）の低下が課題となっています。

子どもたちの健やかな成長を支援していくためには、家庭、学校、幼稚園、保育所等、地域が連携し地域全体で子育て家庭を支援していく体制づくりが必要です。

保護者に対する学びの場や家庭教育の充実等、家庭に求められる教育力の向上を支援するとともに、中央児童センターや児童館での活動の中に、親子のふれあい機会を充実させる企画を取り組む等しながら、親子が地域と接する機会を一層提供できるように、学校や地域と連携し、家庭教育や地域交流機会の充実を目指します。

取り組み	取り組みの内容	担当課
保護者への遊びや学びの場の提供	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくり等、育児や家庭教育に関する学習機会の提供に努め、子どもを持つ保護者を対象に子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくり等、地域の人材を含め専門的な知識や経験を有する者を講師や町のホームページを活用し、家庭教育に関する学習機会の提供に努め、家庭の教育力の向上を図ります。中央児童センターや児童館での活動の中に、親子の遊びや運動を取り組み、親子のふれあい機会を充実させます。また、乳幼児を持つ保護者に対し、子どもの成長・発達や正しい関わり方等の周知を図るため「子どもノート」を配布します。	生涯学習課 子ども未来課 健康推進課
家庭教育の充実	小学校入学前・小学校の子どもを持つ保護者を対象として、専門的な知識や経験を有する者を講師として招き、家庭教育に関する学習機会を提供することにより家庭の教育力の向上を図ります。「わたりの協働教育」親の学びセミナー、家庭教育支援チームワンポイントアドバイス、各児童福祉施設における子育て講座等を充実させていきます。	生涯学習課
地域の人材活用の推進	地域の人材を授業、行事、部活動等に活かすことにより、児童の興味・関心を高め、学校の活性化の推進を図ります。	生涯学習課 学務課
子育てサポーター事業の充実	子育てサポーター養成講座を開講し、県レベルの研修会等への参加を促すとともに、子育てサポーターの養成、活用を行います。	生涯学習課
絵本による親子のふれあいの促進	読み聞かせを通じて親子のふれあいを深められるよう、定期おはなし会、スペシャルおはなし会、ブックラリー、おすすめ絵本の紹介や展示を行います。また、乳幼児健康診査等の場で、絵本の読み聞かせや親子のふれあい遊びを体験することで、絵本や子育てを楽しむきっかけを作るための活動を行います。	子ども未来課 生涯学習課 (図書館)
小学生対象の様々な体験学習の開催	公民館、図書館、郷土資料館等の社会教育施設で児童を対象とした様々な体験学習・催しを開催します。	生涯学習課 (図書館)

## ■数値目標

項目	現状値 平成30年度	目標値 令和6年度
中央児童センターにおける育児講座の実施回数及び参加延人数	12回	12回
親の学び支援セミナーの実施回数	3回	3回
子育てワンポイントアドバイスの実施回数及び参加延人数	5回 353人	5回 300人
子育てサポーター養成講座の実施回数及び参加延人数	3回 57人	3回 57人
子育てサポーター研修会（県主催）の実施回数及び延参加人数	14回 39人	14回 39人
図書館における絵本の読み聞かせ会の参加延人数	1,475人	継続実施
郷土資料館の各種展示における体験コーナーの設置数	19コーナー	20コーナー

## 5. 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭が抱える不安や負担は少なくなく、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じた、きめ細かな支援策が求められています。子育て支援ニーズやライフスタイル、価値観が多様化した状況にあっては、公的な取り組みだけでは十分な対応が困難な場合もあり、町民の協働による重層的な子育て支援のネットワークづくりを推進していく必要があります。

今回の調査結果では、日頃子どもをみてもらえる親族・知人は「だれもいない」と回答した方が、未就学児・小学生児童それぞれ約1割おり、地域の手助けや支援が必要不可欠です。

子ども自身が健やかに育っていくことができる社会、子育てに喜びや楽しみを持ち安心して子どもを生み育てることができる社会の形成のため、子育て支援のネットワークの構築と拡大が重要であるとの認識のもと、町民や関係団体の協力を得るため、子育て支援に関わっている関係機関や団体等が情報提供や収集できる機会をつくり、情報共有を通じて子育て支援に結びつける体制の強化に努めます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
子ども未来ネットワーク協議会の運営	子どもと親が安心し、自信を持って生きていくことができる地域づくりを目指し、未来ある子どもの人権を保障することを目的として、関係機関が連携し課題の共有や対応を協議する『子ども未来ネットワーク協議会』の運営を強化していきます。	子ども未来課

### ■ 数値目標

項目	現状値	目標値
	平成30年度	令和6年度
子ども未来ネットワーク協議会の開催回数	1回	1回
要保護児童対策部会の開催回数	3回	3回
親育ち子育て支援部会の開催回数	2回	2回

## 基本目標4：子どもの人権の尊重と安全・安心を守る

近年、いじめ、体罰、不登校、児童虐待等の子どもの人権問題が大きな社会問題となっており、子どももひとりの人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。子どもたちの人権を守るため、積極的に様々な啓発活動を行うとともに、権利を守る取り組みの強化が必要となっています。

また、子どもが住み慣れた地域で安心して過ごしていくためには、子どもを取り巻く環境の安全性が保たれていなければなりません。

今回の調査結果では、教育・保育・学校の環境について望むこととして、未就学児童・小学生児童ともに「子どもの安全体制が十分なこと」が5割以上と最も多くなっています。子育て支援の施策への評価と今後力を入れるべき施策でも、「安心して外出できる環境の整備（道路・防犯等）」や「いじめの防止に関する取り組みの強化」、「虐待問題など、子どもの人権に関する取り組みの強化」への評価は低く、今後力を入れるべきとなっており、早急に施策を強化する必要があります。

すべての子どもが人として尊重され、次代の巨理町を担う存在として尊重されるよう、子どもの権利条約に基づき、子どもたちへの人権教育の実施と啓発活動を進めます。

子どもが安心して外出できるよう、PTAや地域の自治町会、民生委員児童委員等と連携し、安全が確保されるまちづくりに向けての取り組みの強化を図り、地域協働のまちづくりを推進するとともに、安全な歩道の整備や公共交通機関のバリアフリー化を進めます。

### 1. 子どもの人権の確保

子ども自身が互いの人権を尊重しあうことの大切さを理解することが大切で、また、国際化の進展や価値観の多様化により複雑化する社会の中で、様々な人々が理解しあい協力して行くためには、地域において基本的な人権についての理解が重要になります。

小・中学校の学校教育をはじめ「子どもの権利条約」及び「いじめ防止対策推進法」の啓発・普及に努めるとともに、人権教育や人権作文コンテスト等の人権啓発事業を充実させ、子どもの人権の確保を図っていきます。

また、家庭や学校、地域社会が専門機関と連携してスマートフォンやインターネットに潜む危険性や適正な使い方を周知し、問題が発生した場合の利用者と保護者の対応を含めた問題解決を図っていくことが必要であることから、専門性の高い相談体制の整備や関係機関との連携による情報の共有化を図り、子どもの人権擁護のための取り組みを推進します。

取り組み	取り組みの内容	担当課
子どもの権利に関する啓発	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」及び「いじめ防止対策推進法」の啓発・普及に努めます。	町民生活課 学務課
子どもの人権教育の実施	いじめ問題防止策と人を思いやる心を育てるために、人権教育を実施します。また、中学生、高校生を対象とした人権教室の実施も検討していきます。	町民生活課
人権相談事業	安心して相談できる環境の充実を図るため、関係機関と連携し専門性の高い相談員の確保に努めます。	町民生活課

## ■数値目標

項目	現状値	目標値
	平成30年度	令和6年度
巨理町いじめ問題対策連絡協議会及び 巨理町いじめ問題対策専門委員会の開催回数	1回 0回	2回 1回
人権教室の実施小学校数【小学3年生・4年生】	6校	6校
いじめ予防教室の実施小中学校数	0校	6校
スマホ・ケータイ安全教室の実施小学校数	2校	6校
人権作文コンクールの実施中学校数	4校	4校
特設人権相談の開催回数	12回	12回
無料法律相談及び特別人権相談の開催回数	3回	3回

## 2. 子どもの安全の確保と犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが犯罪に巻き込まれることがないように、今後も防犯意識の高揚や防犯灯等の整備を進めるとともに、地域の自主的な防犯活動を育成支援しながら、関係機関との密接な連携のもとに地域協働での防犯体制の強化を推進します。

また、スマートフォン等の普及に伴い、生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっています。「青少年インターネット環境整備法」に基づき、小・中学校の学校教育をはじめ様々な機会を活用し、インターネットの適切な利用や保護者への普及・啓発の推進の強化を図るとともに、有害サイトのみならず喫煙や飲酒、薬物乱用等を防止するための教育機会の創出を推進します。

さらに、子どもたちを痛ましい事故から守るため、関係機関や地域と連携しながら、交通安全教育や交通安全運動の推進、交通安全施設の整備に引き続き取り組み、また、住民の方の意識が交通安全運動等の対策期間中のみに限られることなく、年間を通して意識高揚できるよう、各団体のご協力を得ながら啓発等の対策を進めます。

外出環境の整備としては、妊産婦、乳幼児連れ、障がい者等のすべての人が安全・安心に外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公共施設において、段差の解消等のバリアフリー化を推進してきましたが、今後も引き続き安全・安心に利用できる整備を計画的に進めていきます。

また、小学生の通学路や生活道路における夜間の安全を確保するため、町内会の協力を得つつ防犯灯の整備に努め、民間施設においても、当事業計画に沿った施設整備がなされるよう誘導していきます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
不審者対策・防災対策の推進	学校では児童の安全管理を図るため、防災マニュアル及び不審者対応マニュアルに基づき避難訓練や防犯学習を行います。また、児童福祉施設においても、「危機管理マニュアル」に基づき、学校同様に訓練等を行います。	学務課 子ども未来課
保護者・地域との連携による防犯活動の促進	保護者や地域の町民、学校、警察等が連携し、「子ども110番の家」の設置や「子どもをみまもり隊」による防犯活動を促進します。	学務課 総務課
有害環境対策の推進	子どもの権利を侵害する児童買春、ポルノ等を防止するため、児童買春・児童ポルノ法を普及・啓発します。また、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピューター・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し、地域住民等との連携・協力により、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。さらに、インターネットや携帯電話による有害サイトについても、被害に遭うことのないよう、児童・PTA等に働きかけていきます。	学務課 総務課
交通安全街頭指導の充実	小学生の登校、下校時の交通安全等を図るため、町内通学路の交差点で交通指導員による街頭指導を実施します。	総務課
各交通安全団体による交通安全運動の実施	町、警察署をはじめとする交通安全関連団体、機関により春と秋に交通安全運動、交通事故防止運動を行います。	総務課
交通安全推進団体の支援	交通安全協会・交通安全母の会等の交通安全推進団体を支援し、交通安全に関する啓発普及を推進します。	総務課
交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、幼稚園、保育所、小学生を対象に各学校等を巡回または交通安全物品(DVD等)を貸し出し、交通安全教室を実施します。	総務課
道路環境整備事業	通学路・通園路を中心に歩道整備を進めるとともに、カーブミラーや街路灯、道路の舗装により、安全な道路環境の整備を進めます。また、通学路の点検やキッズゾーンの設定について協議します。	都市建設課 子ども未来課
公共施設等のバリアフリー化の推進	県福祉のまちづくり条例に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を計画的に進めます。	都市建設課 各施設管理担当課
防犯灯設置及び維持管理費補助	夜間における犯罪等の防止を図るため、防犯灯の設置・LED化を進めており、管理する町内会に補助金を交付します。	総務課
民間施設の誘導	民間の保育施設等の整備に対し計画に沿った施設整備がなされるよう支援・誘導します。	子ども未来課

## ■数値目標

項目	現状値 平成30年度	目標値 令和6年度
小・中学校における避難訓練・不審者対応訓練の実施 学校数	全校実施	全校実施
児童福祉施設における避難訓練の実施施設数	全施設実施	全施設実施
子ども110番の家の登録件数	108件	110件
携帯・スマホの影響についての講話の実施学校数	小学校2校	全校実施
防犯パトロール活動の実施回数	95回	100回
交通安全街頭指導員数	28人	30人
春・秋の交通安全運動の実施回数	各1回	各1回
交通安全教室の実施学校数【新入学児童】	全小学校	全小学校

## 基本目標5：特に支援を必要とする子どもや家庭への支援

障がいのある子どもやひとり親家庭等、配慮を必要とする子どもやその家庭が、地域で安心して生活を営めるよう、精神的・経済的支援を手厚くし、一人ひとりの特性や家庭に応じた適切な支援を行うことが必要です。

また、専門的知識・技術を要する支援については、県が実施する施策や各関係機関との連携が必須で、状況に添ったきめ細やかな支援が必要です。

障がいのある子どもたちが、地域社会の一員として積極的に社会参加し、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の理解を深めながら、成長段階に応じ、療育から地域での自立生活支援に至るまでの一貫した支援策を推進します。また、その家族の精神的、身体的、経済的負担の軽減のための支援の充実を図ります。

子どもの虐待は、年々増加しており、平成30年度中に児童相談所で対応した児童虐待相談件数は全国で159,850件と過去最多と事態は深刻です。虐待の多くは、育児不安や負担感の増加に起因し、中には虐待が意識されず日常化しているケースも少なくなく、こうした問題が潜在化していると言われています。

このため、保護者の子育て不安や負担感の軽減・解消を図り、子ども虐待を未然に防止できるよう、相談指導体制の充実に取り組みとともに、関係機関・関連施設や町民との連携を密に、問題の早期発見や迅速かつ的確な対応を図っていく必要があります。今回の町の調査結果では、児童虐待の通報先（児童相談所や民生委員・児童委員等）の認知度は、未就学児童では49.8%、小学生児童では46.4%と低く、認知度向上のための啓発活動の強化が必要で、早期発見・早期対応につなげていくことが重要です。

思春期の子どもについては、心身上の様々な悩みを抱えたり、いじめの問題や生活習慣の乱れ等の不安定な状況に陥りやすく、自死にまで至るまでのケースへの対応の不十分さが大きな社会問題となっています。問題の早期発見に努め、また、こうした子どもたちが身近で相談を受けられるよう、関係機関・団体との連携を強化し、指導相談体制を一層充実していきます。

近年、ひとり親世帯は増加傾向にあり、ひとり親世帯の支援ニーズは、経済的自立の支援から日常的な子育て支援に至るまで多岐にわたっており、世帯の状況に応じたニーズの発掘と適切な支援策が必要です。

## 1. 障がい児支援の充実

近年、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム障害（ASD）等の「発達障害」が注目され、相談件数も増加傾向にあることから、「発達障害者支援法」等の法制度の整備に呼応し、本町においても療育支援事業として相談体制を整備する等の取り組みを進めてきました。

今後も、障がい児やその家族の状況に応じて必要なサービス提供が受けられ、子どもが地域の一員として「最善の利益」を実現できるよう、関係機関や関連施設等と連携しながら障がい児施策の体系的な推進に取り組みます。

特に、子どもの発育・発達に不安や問題を抱える保護者が気軽に相談でき、必要な支援サービスを受けることができるよう、子ども発達相談や障がい児保育について、ハード・ソフト両面において充実させていきます。

また、地域における障がいのある方や障がいへの理解を深めるための啓発強化を図り、差別のない町づくりに努めます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
療育支援事業	障がいや発達に偏りがあると思われる子どもの相談や支援方法については、児童発達支援事業所の巨理町二杉園を中心に児童福祉施設の保育士、町の保健師、障害児相談支援事業所等が応じるほか、宮城県山元支援学校の教育相談や県の発達障害児相談体制と連携を図りながら実施します。また、町内児童福祉施設の保育士等に対し、療育支援研修等により職員の資質向上に努めます。	子ども未来課
障がい児保育の充実	障がいや発達に偏りのある子どもの中で、集団保育が必要とされた子どもに対し、認可保育所等にて受け入れを行います。障がいのある子どもとともに生活することで、子どもたちの人を思いやる心や助けあう心を育てます。	子ども未来課
特別支援教育の充実	子どもが保育所や幼稚園から円滑に小学校へ移行できるよう、保護者の了解のもと、就学前には保育・教育・福祉・保健で情報共有できるよう努めます。また、障がいのある子どもが学校に通いともに育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進に努めます。特別支援学校における地域支援の活用や、障がいや発達に偏りのある子どもに対する教員や職員の理解を深める研修会等の機会を増やします。	学務課
児童発達支援事業（二杉園）	児童発達支援事業所は、主に未就学児童の障がいや発達に偏りのある子どもまたはその可能性のある子どもに対し、個々の障害及び発達の過程に応じた発達支援を行うほか、家族への支援に努めています。また、地域における中核的な療育支援機関として、地域の障がい児やその家族への相談、助言を行うことができる施設となるよう施設整備及び資質の向上を図ります。	子ども未来課
在宅福祉サービスの推進	障がいや発達に偏りのある子どもが、できる限り住み慣れた地域で生活することができ、また、家族の負担の軽減を図るため、社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進します。	福祉課
幼児発達支援事業	発達や行動特性等が心配な子どもを抱える保護者と子どもを対象に、保育士が小集団の遊びを通じて発達を促す発達応援教室「なかよしひろば」を実施します。	子ども未来課

## ■数値目標

項目	現状値 平成30年度	目標値 令和6年度
療育支援研修会の実施回数	8回	8回
障がい保育実施施設の巡回相談	全施設	全施設
教員・職員研修会の実施回数	3回	3回
障害児通所支援事業所支給決定者数	44人	60人
発達応援教室「なかよしひろば」の実施回数	20回	20回

## 2. 子ども虐待防止の推進

子ども虐待は、育児不安等の親の要因、気性や障がい、疾病等の子どもの要因、経済的不安等の家族を取り巻く要因が複雑に絡みあって起こると考えられています。危機状況の家族や育児困難を感じている保護者を見極め適切な判断をするためには、リスク要因とともに、虐待発生を防ぎ改善に結び付く因子とのバランスを意識してアセスメントすることが重要となっています。

現在、子ども虐待の予防や問題の早期発見、事後の適切かつ迅速な対応を図ることができるよう、児童家庭相談や養育支援訪問事業の実施、要保護児童対策部会の開催のほか、児童相談所や警察等の関係機関と連携を強化し、問題への早期・的確な対応を図っております。また、乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない家庭等の居住実態が把握できない家庭については、町内の子どもに関わる関係部署等と連携して当該家庭の実態の把握に努め、要保護児童対策部会において関係機関で情報を共有し、対応を検討しております。

市町村は、すべての子どもの権利を擁護するため、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子どもに関する相談全般から訪問等による継続的なソーシャルワークといった機能を担う拠点を整備するよう求められております。

本町においては、現在の支援体制を見直し、関係機関との連携を強化する等、拠点としての機能を果たすことができるよう一層の充実を図ります。

地域住民に対しては、子ども虐待防止に向け啓発活動を継続して実施することが重要ですので、引き続き啓発活動の充実に努めます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
要保護児童対策部会の推進	子ども未来ネットワーク協議会の要保護児童対策部会（3か月に1回実施）は、児童福祉法に基づく要保護児童対策調整機関として設置しており、当部会は子ども虐待問題に対応するため福祉・保健・医療・教育等の関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議しています。より、専門性を強化するために、調整担当者は厚生労働大臣が定める研修を受講します。	子ども未来課
子ども虐待防止の啓発	毎年、子ども虐待予防に関する内容を町の広報紙や町の公式ホームページに掲載します。また、講座等で子ども虐待が生まれる環境、虐待の兆候、虐待とは何か等、虐待についての理解促進を図ることで、子ども虐待の防止につなげていきます。	子ども未来課
児童家庭相談の充実	家庭における適切な子どもの養育と、養育に関連して発生する子どもの問題の解決を図るため、児童家庭相談員を配置し、児童家庭の福祉に関して専門的に相談を受けたり、指導したりします。子ども虐待の通告や相談があった場合には、速やかに子どもの安全を確認し、対処できるよう努めます。	子ども未来課
養育支援訪問事業	望まない妊娠、若年の妊産婦、強い育児不安やストレスを抱えている養育者に対し、育児不安の解消や子育て方法等の助言等を行うため家庭訪問を行います。	子ども未来課
DV対策の充実	DVにより被害を受けた母親及びその子どもに対して、保護することができるよう情報提供や関係機関との連携を図る等の対応に努めます。	福祉課

■ 数値目標

項目	現状値	目標値
	平成30年度	令和6年度
要保護児童対策部会の実施回数	3回	3回
調整担当者研修の参加者数	1人	2人
子ども虐待防止の啓発活動回数（講座等）	2回	2回以上
養育支援訪問の訪問回数	16回	15回
DV予防講座開催回数	1回	1回

### 3. 心の問題を抱える子どもへの支援

子ども自身やその家族、学校が抱える様々な悩みに対して、専門の相談員が電話や来所で相談を受け、関係機関と連携し支援していきます。

また、不登校等の心の問題を抱える子どもへの支援体制を強化していきます。

取り組み	取り組みの内容	担当課
震災の影響を受けた子どもと保護者へのカウンセリングの実施	スクールカウンセラー等の配置による相談体制を継続し、児童の心のケアを継続していきます。	学務課
不登校等の支援体制の強化	学校、家庭、関係機関等が連携を図り、不登校で悩む家庭への対応について検討できるよう支援体制の強化を図ります。 また、中学校卒業後の子どもについても、引き続き児童家庭相談等を通じ状況を把握し、支援を実施します。	学務課 子ども未来課

#### ■ 数値目標

項目	現状値	目標値
	平成30年度	令和6年度
教員等カウンセリング研修会の実施回数	1回	2回

## 4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

離婚等の理由により、ひとり親家庭が増えてきており、子育てや日常生活、就労等、様々な悩みを抱える家庭も増えています。

ひとり親家庭等の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であり、引き続き、情報提供や相談の充実のほか、関係機関との連携を密にし、自立支援プログラムの導入により、経済的自立に向けた支援を行います。

また、ひとり親家庭の状況に応じた日常生活支援や経済的支援、就労支援を進め、自立と生活の安定を促します。

取り組み	取り組みの内容	担当課
生活援助対策事業の推進	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費支給等の支援を実施します。	子ども未来課
相談体制の充実	母子や父子等のひとり親家庭に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介等を行います。	子ども未来課
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子・父子家庭の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	子ども未来課
ひとり親家庭等の親の就業促進	ひとり親家庭等の親の就業を促進するため、労働関係機関等と連携しながら、求人情報の提供、技術習得情報の提供等を行います。	子ども未来課
低所得世帯への支援	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児までは、保育料が無償化となりました。0歳から2歳児における保育料については、収入に応じた保育料となります。また、兄弟2人以上の児童が入所している場合、2人目からの保育料の減免を引き続き行います。学校費用についても、就学援助制度において助成を引き続き行います。	学務課 子ども未来課

---

# 第5章

## 計画の推進体制

---



## 第5章 計画の推進体制

### 1. 計画の周知

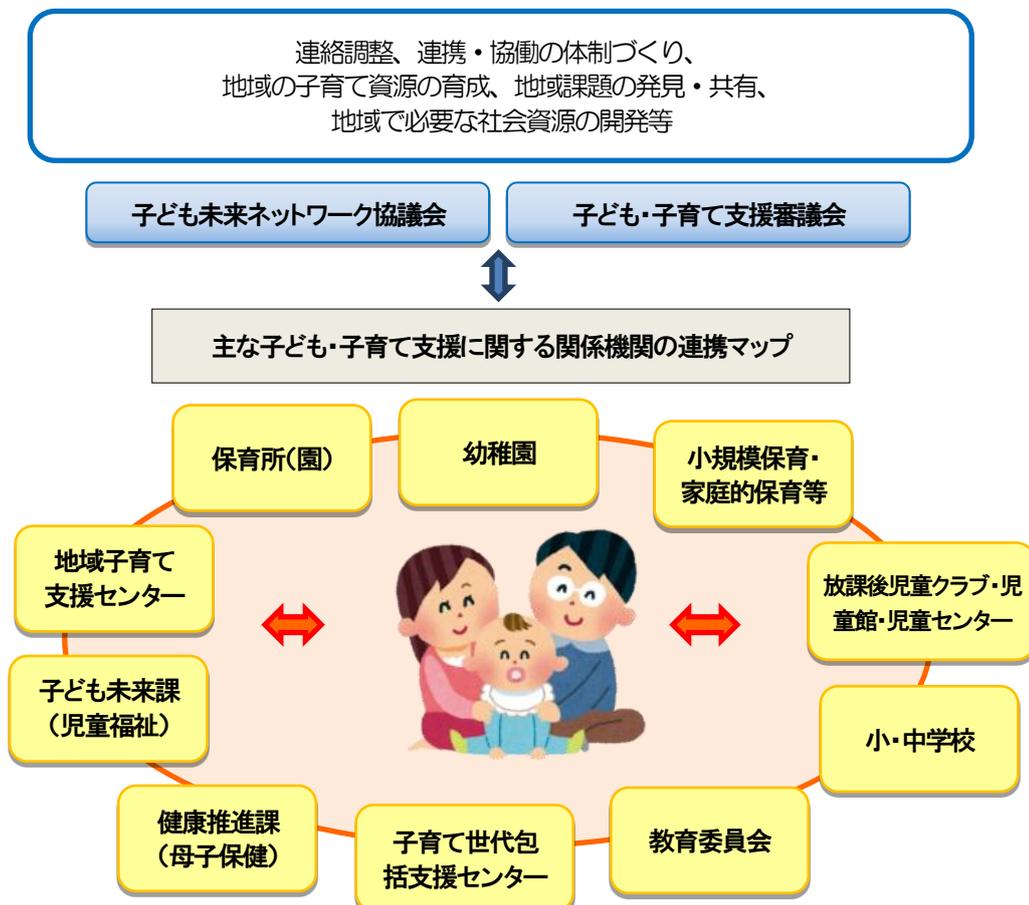
本計画は、子育てに関わる関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、様々な媒体を活用して、広く町民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援新制度についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

### 2. 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働で地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

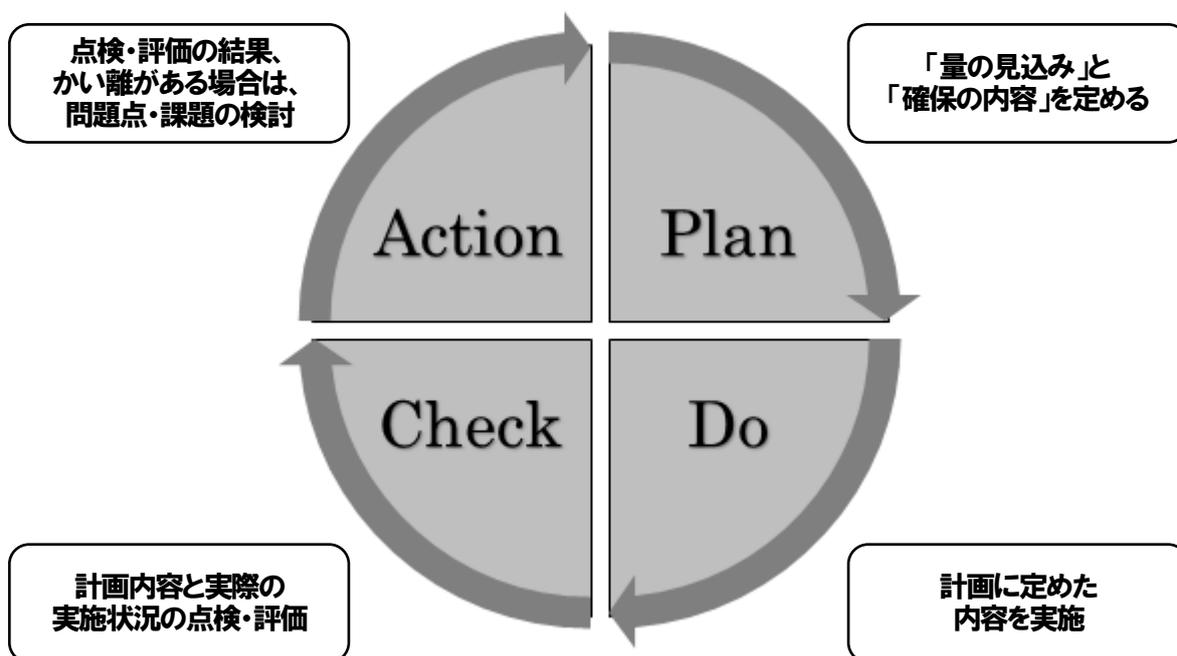
また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。町は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。



### 3. 計画の実施状況の点検・評価

国の基本方針では、子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検・評価し、必要に応じて改善を促すこと、とされています。また、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、対象とする必要があるとしています。

町では、利用者の評価を得るために、町民の満足度調査を実施し、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じていきます。



本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を巨理町子ども・子育て支援審議会において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のようにPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況等を点検・評価し、かい離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として計画の改善点の指摘を行っていきます。

---

# 資料編

---



## 資料編

## 1. 計画の策定経過

開催（実施）時期	策定作業	概要
平成30年 10月22日	(1) 巨理町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 第2期巨理町子ども・子育て支援事業計画について (3) 第2期巨理町子ども・子育て支援事業計画について	平成30年度 第1回巨理町子ども・子育て支援審議会
平成31年 1月 ～ 2月	ニーズ調査の実施	「平成30年度巨理町子育て支援に関する調査」
3月25日	(1) 第2期巨理町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果について (2) 小規模保育施設の整備について	平成30年度 第2回巨理町子ども・子育て支援審議会
令和 元年 6月 5日	(1) 巨理町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 第2期巨理町子ども・子育て支援事業計画骨子案について	令和元年度 第1回巨理町子ども・子育て支援審議会
11月 1日	(1) 子ども・子育て支援制度にかかる「量の見込み」の算出について (2) 第2期巨理町子ども・子育て支援事業計画素案について	令和元年度 第2回巨理町子ども・子育て支援審議会
12月18日	(1) 第2期巨理町子ども・子育て支援事業計画素案について	令和元年度 第3回巨理町子ども・子育て支援審議会
令和 2年 1月22日 ～2月5日	パブリックコメントの実施	巨理町公式ホームページ等にて周知
2月21日	(1) 第2期巨理町子ども・子育て支援事業計画について	令和元年度 第4回巨理町子ども・子育て支援審議会

## 2. 巨理町子ども・子育て支援審議会

### (1) 設置条例

○巨理町子ども・子育て支援審議会条例

平成26年3月6日  
条例第3号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、巨理町子ども・子育て支援審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) その他児童福祉及び子ども・子育て支援に関する施策における重要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係機関及び関係団体から推薦された者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(巨理町児童福祉施設運営審議会条例の廃止)

2 巨理町児童福祉施設運営審議会条例(昭和60年巨理町条例第4号)は、廃止する。

(巨理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 巨理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成3年巨理町条例第22号)の一部を次のように改める。

[次のよう]略

## (2) 委員名簿

任期：自 平成30年10月22日  
至 令和2年3月31日

No.	役職	所属等	氏名	摘要
1	会長	元小学校長・支援校副校長	志賀 力	会長 3号委員(学識経験者)
2	副会長	宮城学院女子大学教授	磯部 裕子	副会長 //
3	委員	一般公募	一丸 美恵子	1号委員 (保護者代表・一般公募)
4	委員	一般公募	高橋 優香	//
5	委員	一般公募	穴戸 克子	//
6	委員	吉田保育所長	鈴木 雅子	2号委員(子ども・子育て支援 事業従事者)
7	委員	いちょうの実幼稚園長	岩渕 真理子	//
8	委員	中央児童センター館長	横山 みち代	// ~平成31年3月31日
8	委員	//	岸田 明美	// 平成31年4月1日~
9	委員	保育園フレンド園長	田中 知子	//
10	委員	主任児童委員	佐藤 ゆかり	4号委員 (関係機関・関係団体)
11	委員	みやぎ亘理農業協同組合 総務課長	遠藤 昇一	// ~平成31年3月31日
11	委員	//	阿部 香織	// 平成31年4月1日~





第2期巨理町  
子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

---

発行

巨理町子ども未来課  
宮城県巨理郡巨理町字悠里 1 番地  
電話 0223-34-1111 (代表)



